

東京都北区立学校適正配置計画

平成24年2月
北区教育委員会

目次

はじめに	1
I 計画策定の背景	
1 小学校期の子どもの人口推移と将来推計	2
2 北区立小学校の現況	4
3 学校規模、通学距離等の基準	6
II 北区立小学校の適正配置基本方針	
1 適正規模確保の視点	9
2 適正規模確保の方法	10
III 北区立小学校の適正配置計画	
1 基本的な考え方	11
2 ブロック内の児童数の動向	12
3 適正配置検討の要否及び判断基準	13
4 協議着手の優先度の判断基準	13
5 計画期間及び協議期間	14
6 適正配置検討のフローチャート	15
7 ブロック別適正配置計画	16
8 ブロック別協議の進め方	40
9 適正配置における統合のルール	42
10 適正配置とともに推進する教育改革	43

はじめに

近年、全国的に少子化が進行する中で、北区においても児童・生徒が大きく減少したため、区立小・中学校の小規模化が進行しています。少子社会の中であっても、子どもたちに生きる力を育むためには、子どもたちが学校での集団生活を通して、互いに学び合い切磋琢磨することができる教育環境、集団のルールを学び、社会性を身につけることができる教育環境が必要です。学校適正配置とは、こうした教育環境を整え、学校が本来の機能を十分発揮することができるようするための施策です。

北区教育委員会は、これまで平成6年2月の東京都北区立学校適正規模等審議会第一次答申及び平成14年11月の第二次答申に基づき、平成7年度から平成21年度にかけて、7次にわたり区立学校の適正配置を実施してまいりました。

とりわけ第二次答申以降は、第二次答申に示された区立中学校を優先した適正配置に取り組み、平成21年4月の第7次適正配置をもって、区立中学校の適正配置については、一定の区切りをみることができました。

一方、小学校の児童数は長期的には減少傾向にあり、区立小学校の小規模化が今後も進行すると見込まれるため、北区全域を視野に入れた新たな区立小学校の適正配置について検討する必要が生じました。そこで、北区教育委員会は、東京都北区立学校適正規模等審議会に対して、「適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方」について諮問を行い、平成21年9月に答申（第三次答申）を得ました。

この東京都北区立学校適正配置計画は、第三次答申を踏まえ、北区教育委員会の考え方をまず計画（案）としてお示ししたうえで、パブリックコメントの実施結果や北区議会からいただいたご意見を参考に策定したものです。

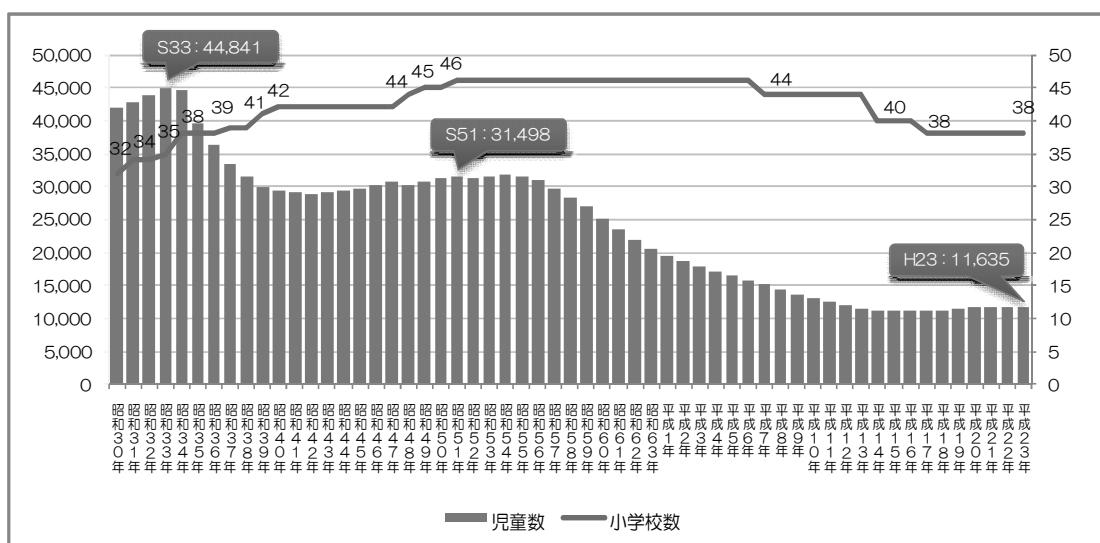
北区教育委員会は、この適正配置計画をタタキ台としたしまして、今後、保護者の皆様や地域の皆様などと十分協議を行ったうえで、現在及び未来の子どもたちのために学びの基盤づくりに向けた協議に取り組んでまいります。

I 計画策定の背景

1 小学校期の子どもの人口推移と将来推計・・・子どもの人口は減少

北区立小学校の児童数は、昭和33年のピーク時に44,841人となった後、昭和40年代には一時減少しましたが、第2次ベビーブーム世代の就学に支えられ、昭和50年代前半までは3万人規模を維持していました。しかし、その後の児童数は大きく減少し、平成23年には、11,635人と昭和33年のピーク時の3割以下、小学校が46校となった昭和51年と比べても4割以下になっています。【図1】

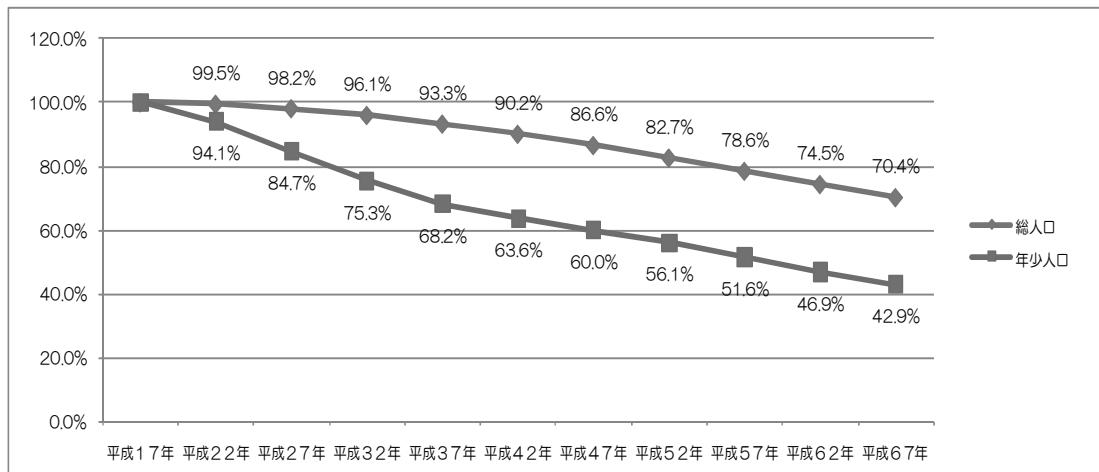
【図1】児童数及び小学校数の推移（各年5月1日現在）



全国的な子どもの人口動向については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によると「年少（0歳～14歳）人口は1980年（昭和55年）代初めの2,700万人規模から平成17年国勢調査の1,752万人まで減少した。出生中位推計の結果によると、年少人口は平成21年に1,600万人台へと減少する。その後も減少が続き、平成51年には1,000万人を割り、平成67年には752万人の規模になる」と推計されており、全国的な傾向として、今後、急速に少子化が進むものと見込まれています。

【図2】

【図2】日本の将来推計人口（平成17年比）

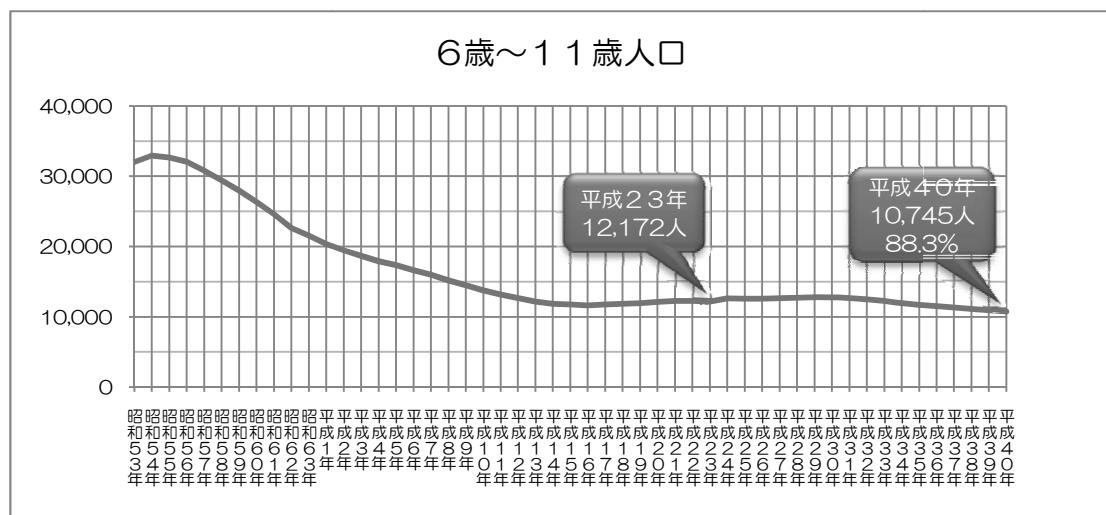


国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」より

北区の子どもの人口動向については、北区人口推計調査報告書（平成20年3月）に平成40年までの推計が示されています。報告書では、北区の小学校期（6歳～11歳）の将来人口は、平成30年までは微増で推移するものの、平成40年には10,745人（平成23年（実数）比88.3%）となるなど、全国的な動向と同様、長期的には少子化が進展するものと見込んでいます。

【図3】

【図3】北区の6歳～11歳人口の推移と将来推計（各年1月1日現在）



北区人口推計調査報告書（平成20年3月）より

2 北区立小学校の現況　・・・小規模化が進行

北区立小学校の1校当たりの平均児童数は305.1人、1校当たりの平均学級数は10.7学級となっています。これに対し、北区以外の22区の平均児童数は400人を超えており、学級数も各学年が複数学級となる12.0学級を上回っています。【表1】

【表1】1校当たりの児童数、学級数及び1学級当たりの児童数の比較

平成22年度 普通学級集計	1校当たりの 児童数(人)	1校当たりの 学級数(学級)	1学級当たりの 児童数(人)
都内平均	426.7	13.7	31.2
22区平均	417.3	13.4	31.1
北区 (※)	305.1 (4番目)	10.7 (5番目)	28.5 (4番目)

※23区における北区の水準（数値が低い方からの順位）

東京都「平成22年度 公立学校統計調査報告書」より

全国的に少子化が進む中、23区でも多くの区が学校の小規模化の課題に直面していますが、北区立小学校では、12学級を下回る学校の割合が6割を超え、23区の中で2番目に高い割合となるなど、他区に比べて小規模化が進んでいます。【表2】

【表2】各区の学級数別小学校数 (単位：校)

	学級数																													総計	単学級 校率	12学級 未満校率
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29									
千代田区						1	5	1	1																					8	0.00%	12.50%
中央区	6				1		5	2	1				1																16	37.50%	43.75%	
港区	5	1			1	3	3	1		1			4																19	26.32%	52.63%	
新宿区	10	2	3	2	1	4	5		1	1																			29	34.48%	62.07%	
文京区	5	2	1	1	3	3	1				1	1		1															20	25.00%	60.00%	
台東区	2	2	1		1	8	3			2																			19	10.53%	31.58%	
墨田区	4	3			2	7	3			3	4																		26	15.38%	34.62%	
江東区	3	1		3	4	6	3	2	4	1	2	7	2	3				1	1									43	6.98%	25.58%		
品川区	8	2	1	2	1	5	8	1	2	2	1	1	3															38	21.05%	50.00%		
目黒区		1	2	2	2	4	3	2		3	2																	22	0.00%	50.00%		
大田区	3		1	1	2	5	13	3	5	2	3	2	8	1	2	4		1	1	1	1						59	5.08%	20.34%			
世田谷区	7	1	1	1	1	2	12	5	4	2	1	2	11	2	1	3	2	2	3	2							64	10.94%	18.75%			
渋谷区	8	2	2		1	4	1			1	1																	20	40.00%	65.00%		
中野区	2	1		1	1	7	7	4	1	2		1															26	7.69%	42.31%			
杉並区	4	1		2	1	3	9	5	1	3	2	1	5	3	2		1										43	9.30%	25.58%			
豊島区	2	1	3	3	1	3	6	1	1	1		1															23	8.70%	56.52%			
北区	12	1	3		1	7	3		1	4		3	2		1													38	31.58%	63.16%		
荒川区	5	2	1	1		1	7		2	2	1		1		1												24	20.83%	41.67%			
板橋区	8		2	2		3	14		3	3	4	2	3	3	1	4		1									53	15.09%	28.30%			
練馬区	1	1		1		4	14	3	5	1	1	2	13	4	7	2	2	1	1	1						65	1.54%	10.77%				
足立区	4			2	3	6	19	4	3	6	1	5	12	2		3	1	1								72	5.56%	20.83%				
葛飾区	3	1	1	3	1	6	8	5	3	2	2	2	5	3	2	1	1									49	6.12%	30.61%				
江戸川区	3				2	3	17	4	3	5	7	10	2	2	2	3	4	3	2	1						73	4.11%	10.96%				
22区合計	93	24	16	23	22	68	182	57	37	32	26	34	92	22	19	15	15	10	9	8	5	1	1	811	11.47%	30.33%						

東京都「平成22年度 公立学校統計調査報告書」より

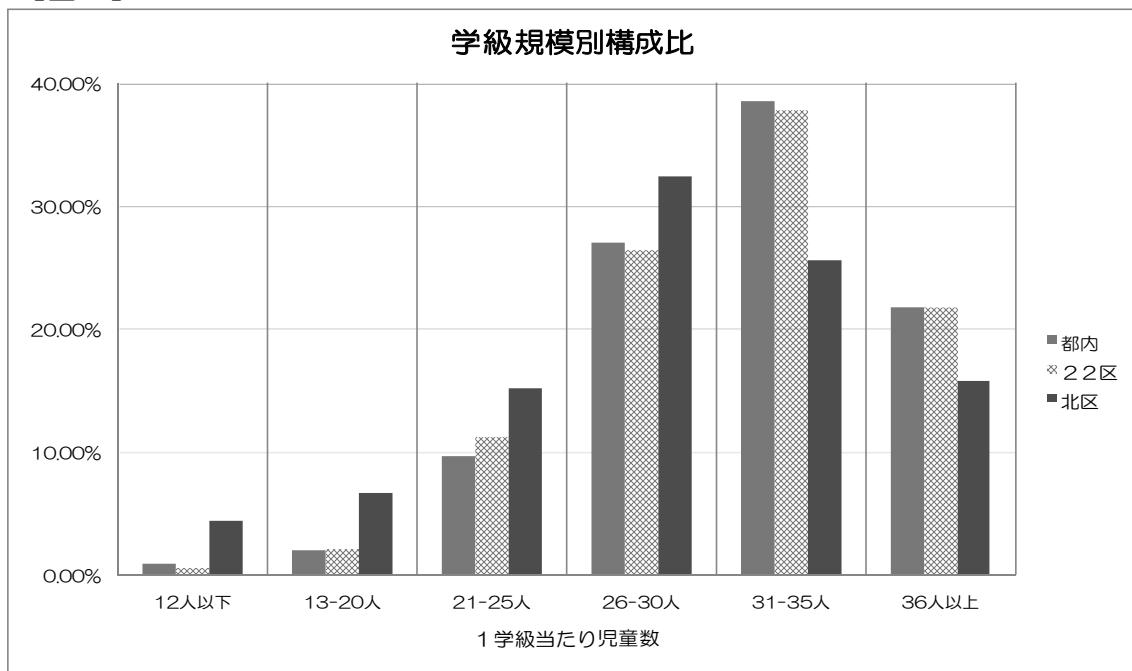
また、学級規模（1学級当たりの児童数）の構成をみると、北区は他の22区に比べ30人以下の学級の構成比が高くなっています。特に12人以下の学級は、23区内76学級のうち18学級と、北区が23区全体の1／5以上を占めており、1校当たりの学級数が少ないだけではなく、1学級当たりの児童数も少なくなっています。【表3・図4】

【表3】学級規模（1学級当たりの児童数）別学級数及び構成比

平成22年度 普通学級集計		学級規模 上段：学級数(学級) 下段：構成比(%)						総数
		12人 以下	13-20 人	21-25 人	26-30 人	31-35 人	36人 以上	
都内	学級数	162	364	1,738	4,856	6,904	3,902	17,926
	構成比	0.90	2.03	9.70	27.09	38.51	21.77	-
22区	学級数	58	235	1,232	2,893	4,140	2,383	10,941
	構成比	0.53	2.15	11.26	26.44	37.84	21.78	-
北区	学級数	18	27	62	132	104	64	407
	構成比	4.42	6.63	15.23	32.43	25.55	15.72	-

東京都「平成22年度 学校基本調査報告 区市町村・編制方式・収容人員別学級数（公立）」より

【図4】



東京都「平成22年度 学校基本調査報告 区市町村・編制方式・収容人員別学級数（公立）」より

3 学校規模、通学距離等の基準

北区では、児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化に対し、北区立学校の適正規模及び適正配置のあり方について検討するため、学識経験者、地域代表、保護者、区議会議員、学校関係者、行政関係者などで組織する東京都北区立学校適正規模等審議会（以下「学適審」という。）を設置し、検討を行い、これまで三次にわたり答申を受けています。

（1）学校規模

学校規模からみたブロックにおける検討の基準は、学適審第一次答申（平成6年2月）及び第二次答申（平成14年11月）の考え方を引継ぎ、第三次答申（平成21年9月）において、以下のとおり示されました。

【学校規模からみたブロックにおける検討の基準】

	学校規模	対応
1	適正規模 (1学年2~3学級)×6学年	
2	当面存続規模 (1学年25人)×6学年 ただし、20人を下回る学年が複数存在しない	将来的にブロック内で検討する可能性あり（※1）
3	当面存続規模を下回る場合	ブロックで検討に着手 (ただし、当該校が必ず対象となるわけではない)
4 (※2)	連続する2学年において、それぞれ 10人を下回る児童数になった場合	学校ファミリー等の補完でも 補いきれる状況ではないと判断した場合には、検討着手
5	複式学級になると見込まれる場合	当該校について直ちに検討着手（ブロックにおける協議とは別の対応）

（注）児童数及び学級数は、普通学級に就学する児童数及び学級数とする。

※1 ブロックは、北区学校ファミリー構想における、サブファミリーの範囲とする。

※2 第二次答申において、中学校の適正配置とあわせ小学校の適正配置を検討する場合の基準

適正規模は、「望ましい児童・生徒の育成」、「教授學習組織の充実」、「学校経営の充実」の3つの基本的視点から、学校教育をもっとも良好な条件のもとに進めるための基本的条件として学適審第一次答申で示された基準です。

また、当面存続規模は、仮に1学年1学級しか得られなくとも、その学級の中に適切な数の児童集団を編成できる程度の規模が維持されるならば、クラス担任のみならず学校全体としての創意工夫をこらすことによって、マイナス面を最小限に止めることができる規模として、同じく学適審第一次答申で示された基準です。

なお、学校の規模に関する法令上の規定は、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準」と定められています。

(2) 通学距離

北区における通学距離の基準については、学適審第二次答申において、通学上の安全確保や小学生の体格・体力に応じた通学距離として、1.0km程度と示されました。

現在の北区の小学校の通学距離は、ほぼ1.0kmの範囲となっており、北区の交通事情や立地、児童の体力や体格など、実態に即した基準であるといえます。

なお、通学距離に関する法令上の規定は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第2項に「小学校にあってはおおむね4km以内」を適正な通学距離と定められています。

特別区では、北区のほか10区が小学校の通学距離について規定していますが、そのうち7区が1.0km程度を小学校の通学距離の目安としています。

通学距離	1.0km程度
------	---------

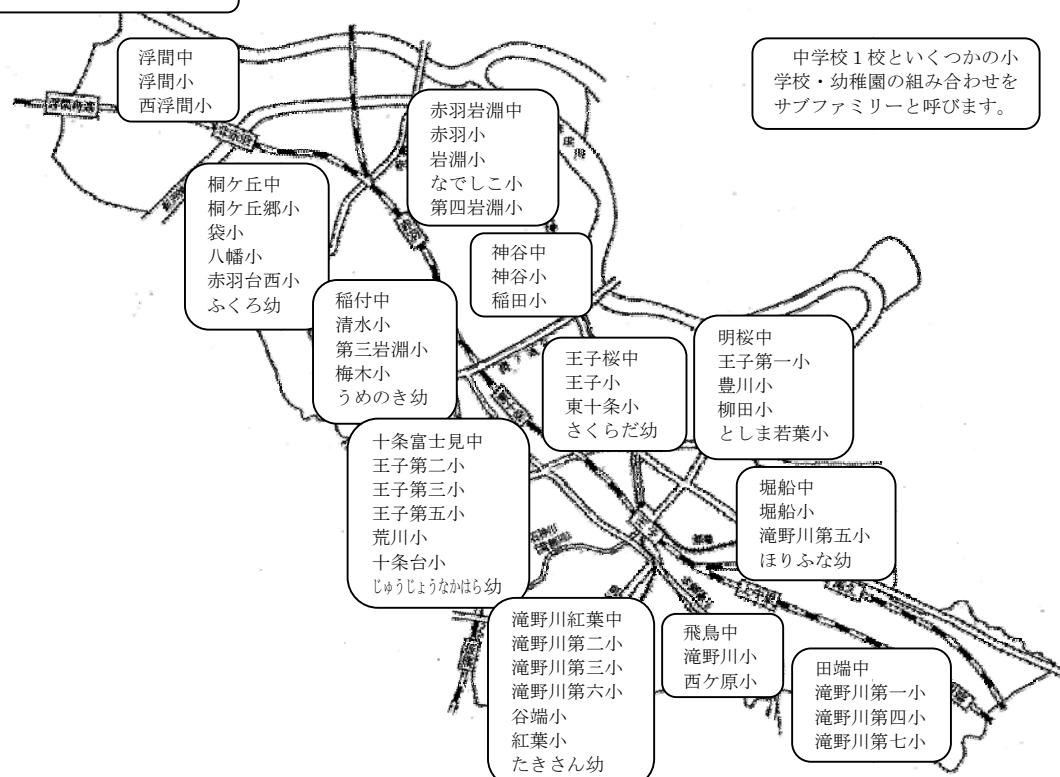
(3) 学校配置に関して配慮すべき事項

学適審第三次答申において示された学校配置に関して配慮すべき事項として、次のように示されています。

各ブロック内で当面存続規模を下回る小学校が存在しないように配置を検討します。

学校と地域との関係性の希薄化を防ぐため、区内に19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に1校は必ず配置します。

サブファミリーマップ



学適審第三次答申で確認された小規模校の特性は、以下のとおりです。

【学習面】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ② 学校行事や部活動において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 集団の中で多様な考え方触れられる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ② 单学級の場合、ともにより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ③ 運動会や合唱祭など学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ④ 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。

【生活面】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ② 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ③ 児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① クラス替えが困難なことなどから人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ② 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ③ 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ④ 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。

【学校運営面・財政面・その他】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ② 学校が一体となって活動しやすい。 ③ 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ④ 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いくい。 ② 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ③ 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ④ 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ⑤ 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 ⑥ P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

中央教育審議会初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回）配付資料より引用

Ⅱ 北区立小学校の適正配置基本方針

1 適正規模確保の視点

学校教育の基本的な役割は、子どもたちの発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行い、子どもたちに「生きる力」を育むことです。

平成22年2月、北区教育委員会は中長期的な視点から北区の学校教育及び生涯学習の進むべき方向性を示す「北区教育ビジョン2010」を策定いたしました。同ビジョンでは、北区の教育が目指すところは「地域社会の一員としての自覚をもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献する人間の育成」であるとしています。

この目標の達成には、「学びを暮らしに活かす力」、「自他を大切にする人間関係力」、「強い意思で規則正しく生活する力」が不可欠です。子どもたちにこのような力を育むためには、学校に一定の規模を確保し、子どもたちが多くの友だちと交わり、お互いに学び合い、高め合うことができる教育環境を整備していく必要があります。

北区では、地域の子どもは地域で育てる、地域で守るなどの視点から、就学すべき小学校を住所地により指定する指定校制度をとってきました。今後も引き続き指定校制度を堅持する一方、指定された学校によって、学校規模など教育環境の点で差が生じることのないようにすることも公立小学校には必要な視点です。

また、教職員は、学級数に応じて配置されるため、小規模校では教職員数が少なく、経験や教科のバランスのとれた配置が難しいことや、教職員同士で学習や生活指導などについて相談・研究・協力・切磋琢磨などが行いにくいなど、学校の教育力の向上・充実を図る上の課題もあります。

北区教育委員会は、今後進めるべき少人数教育について、北区少人数教育のあり方研究委員会を設置して研究を行いました。同委員会からは、学習指導と生徒指導を一体的・効果的に行うためにも、30人程度の学級規模を確保するとともに、学年ごとに複数学級が確保されることが適当であると報告されています。

このような視点から、北区教育委員会は、学適審第三次答申が定める適正規模の確保を基本しながら、地域やその他の状況を勘案し、全ての区立小学校が、少なくとも当面存続規模以上を確保することが必要であると考えます。

2 適正規模確保の方法

北区教育委員会は、学適審の第三次答申を受け、平成22年度に指定校変更制度の見直しを行いました。これにより、指定校変更の申請件数及び変更率は、減少しましたが、小学校の小規模化の解消には至っておらず、適正規模確保のための抜本的な対策が必要となっています。

【表4】区立小学校の指定校変更申請件数及び変更率の推移（各年4月7日時点）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請件数	544件	411件	335件
変更率	27.7%	21.0%	17.4%

現在、国において段階的な少人数学級編制の導入が進められています。

少人数学級編制の導入が学校規模に及ぼす影響について、平成28年度の児童数推計をベースに、現行の小学校第一学年は35人、第二学年以上は40人で学級編制した場合と、文部科学省が策定した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」に基づき、全学年を35人で学級編制した場合について試算を行いました。

少人数学級編制の導入により、7～11学級規模の学校のうち3校が、学級数の増加により適正規模である12学級以上の学校となります。しかし、全学年が1学級である6学級の学校については変化がなく、少人数学級編制が実現しても、学校規模を確保することは難しい状況となっています。【表5・表6】

全ての北区立小学校が、良好な教育環境のもと、充実した教育活動を展開できるように適正規模を確保するためには、統合を含めた学校の適正配置が必要となっています。

【表5】少人数学級編制が学校規模に及ぼす影響についての試算（平成28年度）

学校規模	第一学年35人、第二学年以上40人で学級編制した場合の学校数	全学年35人で学級編制した場合の学校数
6学級	9校	9校
7～11学級	12校	9校
12学級以上	17校	20校

【表6】新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）

年度	40人⇒35人						35人⇒30人	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	小1 小2	小3	小4	小5	小6		小1	小2
中学校				中1	中2	中3		

平成22年8月27日 文部科学省資料より

Ⅲ 北区立小学校の適正配置計画

本計画は、学適審の第三次答申を踏まえ、北区教育委員会事務局内部に東京都北区立学校適正配置計画検討委員会を設置して検討を行い、ブロック協議のタタキ台としてとりまとめたものです。

1 基本的な考え方

学校適正配置計画の目的は、学適審第三次答申を踏まえ、区立小学校の教育環境の改善と向上を目指すものです。

最終的な目標は、全ての学校において適正規模を確保することですが、本計画では、平成30年度までの計画期間中に、当面存続規模を下回る小学校が存在するブロックの適正配置を進めることを目標とします。

具体的に適正配置を検討する範囲については、学適審第三次答申のとおり、学校ファミリー構想の12のサブファミリー（以下「SF」という。）のそれぞれの範囲を一つのブロックとして、以下の手順に従い、検討を進めます。

① 適正配置検討の要否の判断
平成28年度までの児童数推計から、学適審答申の各基準に基づき、ブロック毎に適正配置の検討が必要であるかどうかの判断をします。
② 小学校数の検討
計画には、児童数の将来的動向、地形、鉄道や幹線道路など地域の状況、通学距離や安全性、地域との関係、学校施設などの条件を勘案し、ブロック毎に必要な小学校数を検討します。
③ 着手順の検討
各ブロック内の学校の小規模化の状況などを比較して、早急な対応が必要なブロックを優先し、着手順を検討します。なお、北区全体の適正配置を計画的に進めていく観点から、着手順は地域のバランスにも配慮します。

本計画では、ブロック内の児童数や地形などの地域の諸条件を踏まえ、ブロック内にどのように学校を配置すべきかを示しますが、具体的な学校の配置については、学校の規模にかかわらず、ブロック内の全ての小学校を対象として、ブロック毎の検討組織との協議により決定するものとします。

2 ブロック内の児童数の動向

北区立小学校の児童数（普通学級）は、平成23年5月1日現在11,509人ですが、平成28年度には11,549人になると推計しています。

また、中長期的な児童数の動向については、北区人口推計調査報告書を基に、児童数のピークが見込まれる平成30年度と長期的動向として平成40年度について、ブロック毎の推計を行いました。

なお、児童数は、報告書から区全体の小学校期（6歳～11歳）人口の変化率を求め、平成28年度の児童数推計値に変化率を乗じて推計を行いました。

【表7・表8】

それぞれの推計値を基にブロックの小学校数の検討を行いますが、実際には、通学区域の範囲や児童の居住地は一律ではなく、検討着手の前年度に、ブロックの児童数や通学の安全性や距離、地域の開発動向なども踏まえて、改めて小学校数を検討します。

【表7】小学校期（6歳～11歳）人口推計

	平成28年度	平成30年度	平成40年度
人口（人）	12,709	12,791	10,745
変化率（%）	100.0	100.6	84.5
平成28年度比			

北区人口推計調査報告書より

【表8】ブロック別児童数将来推計（普通学級）

ブロック名 サブファミリー(SF)	児童数 (実数)	児童数（推計）				現在の 小学校 数
		平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度	
浮間中SF	1,093	1,224	1,230人程度	1,030人程度	2	
桐ヶ丘中SF	1,352	1,247	1,250人程度	1,050人程度	4	
稻付中SF	622	857	860人程度	720人程度	3	
赤羽岩淵中SF	1,361	1,234	1,240人程度	1,040人程度	4	
神谷中SF	437	555	560人程度	470人程度	2	
十条富士見中SF	1,012	938	940人程度	790人程度	5	
王子桜中SF	1,003	1,022	1,030人程度	860人程度	2	
明桜中SF	1,444	1,422	1,430人程度	1,200人程度	4	
堀船中SF	547	475	480人程度	400人程度	2	
飛鳥中SF	740	725	730人程度	610人程度	2	
滝野川紅葉中SF	1,237	1,216	1,220人程度	1,030人程度	5	
田端中SF	661	634	640人程度	540人程度	3	
ブロック合計	11,509 人	11,549 人	11,610 人程度	9,740 人程度	38	

※児童数（推計）は、平成23年度 東京都教育人口等推計を基に推計（以降の児童数（推計）についても同様）

3 適正配置検討の要否及び判断基準

平成28年度までの児童数推計から、学適審第二次答申で示された通学距離や学適審第三次答申で示された学校規模及び配置に関して配慮すべき事項に基づき、ブロック毎に適正配置の検討が必要であるかどうかを検討します。

(平成23年11月29日東京都北区教育委員会了承)

基準	適正配置検討の要否
児童数推計において、ブロック内の全ての小学校が、適正規模を確保する見通しのブロック	検討は必要ない
ブロック内の全ての小学校が、連合町会・自治会、青少年地区委員会の区域内で、唯一の小学校となるブロック	本計画において検討は行わない
ブロック内の全ての小学校が、当面存続規模以上を確保する見通しのブロック	検討が必要
上記以外のブロック	

4 協議着手の優先度の判断基準

適正配置の検討が必要なブロックについては、下記の着手時期の検討基準に基づき、A・B・Cの三つのグループに分けて、早急な対応が必要なブロックを優先して協議に着手します。なお、王子・赤羽・滝野川の三地域のバランスにも配慮します。

(平成23年11月29日東京都北区教育委員会了承)

	着手時期の検討基準
Aグループ	今後も、当面存続規模を大きく下回る小学校が存在すると見込まれるブロック(※)
Bグループ	上記以外で、今後も、当面存続規模を下回る小学校が存在すると見込まれるブロック
Cグループ	当面存続規模を下回る小学校は存在しているが、今後、児童数の増が見込めるため、一定の期間、その動向に注視する必要があるブロック

※学校規模からみたブロックにおける検討の基準(P6)の4又は5に該当する小学校

5 計画期間及び協議期間

全体の計画期間は、平成24年度から平成30年度までの7年間とします。

1グループ当たりの協議期間は、学校の配置や統合時期等に関する協議に要する期間を2年間、その後の統合新校の開設準備に関する協議に要する期間を1年間として、3年後の統合新校開設を目指します。

B及びCグループのブロックの小学校数については、協議着手の前年度に改めて児童数の将来推計を行った上で提示します。

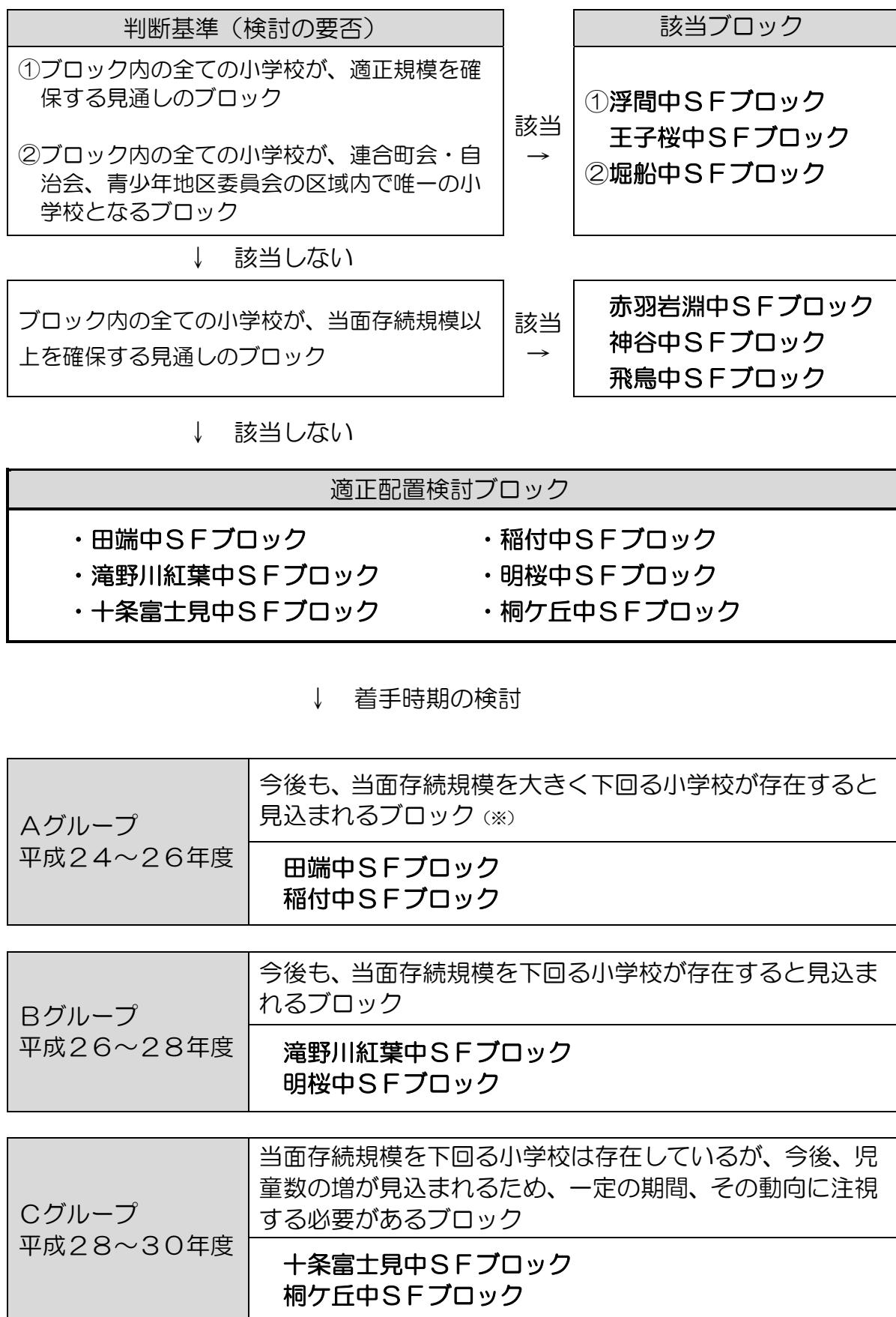
また、関係者との協議により、着手時期を早めることも可能なものとします。

グループ別協議期間

計画 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
A グループ									
B グループ	児童数推 計の上、 小学校数 提示								
C グループ									

The diagram illustrates the staggered timelines for three groups. Group A begins its 2-year negotiation period in year 23. Group B begins its 1-year preparation period in year 23. Group C begins its 1-year preparation period in year 23 and follows Group A's 2-year negotiation period in years 25-26.

6 適正配置検討のフローチャート



7 ブロック別適正配置計画

7-1 田端中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・滝野川第一小学校
- ・滝野川第四小学校
- ・滝野川第七小学校

2 地域の状況

本ブロックは、田端駅を中心として、その東側及び西側に位置し、東西に約2.0km、南北に約1.4kmの通学区域となっています。ブロックの東側に滝野川第四小学校、西側に滝野川第一小学校と滝野川第七小学校が設置されています。地形上の特色として、JRの線路及び崖線がブロックを分断しており、通学などは田端駅前の田端ふれあい橋を渡る必要があります。

幹線道路などの状況は、中央部をJR京浜東北線が通り、JR山手線などの線路が地上面で交差しています。道路では、明治通り、田端高台通り、田端駅前通りなどの幹線道路があります。

地域コミュニティとの関係では、東側が東田端連合自治会、西側が田端地区自治会連合会と西ヶ原東地区自治会連合会の区域となります。なお、滝野川第四小学校は、東田端連合自治会の区域内で唯一の小学校となります。

また、田端二丁目付近では、土地区画整理事業が実施されており、施行期間は、平成26年3月末までとなっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、661人となっています。

ブロック全体の児童数は、中長期的には減少傾向にあり、3校がともに当面存続規模以上を確保することは難しい状況です。

通学距離、安全性、地形などの条件とともに、連合町会・自治会及び青少年地区委員会の区域内に1校を配置することを踏まえ、本ブロックにおける小学校数は、2校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。

(2) 小学校の配置は、JR京浜東北線などの線路の東側に1校、西側に1校を配置することとし、ブロック協議において検討する。

5 着手時期（協議期間）

Aグループ（平成24年度～平成26年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
滝野川第一小学校	339 (11)	315 (11)	296 (11)	270 (11)	302 (12)	303 (12)
滝野川第四小学校	289 (12)	281 (11)	278 (11)	266 (10)	258 (9)	262 (10)
滝野川第七小学校	33 (5)	37 (5)	45 (6)	54 (6)	62 (6)	69 (6)
児童数計	661	633	619	590	622	634

※学級数は、第1学年は35人、第2学年以上は40人で学級編制を行った場合で算出している。

（他のブロックについても同様）

(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

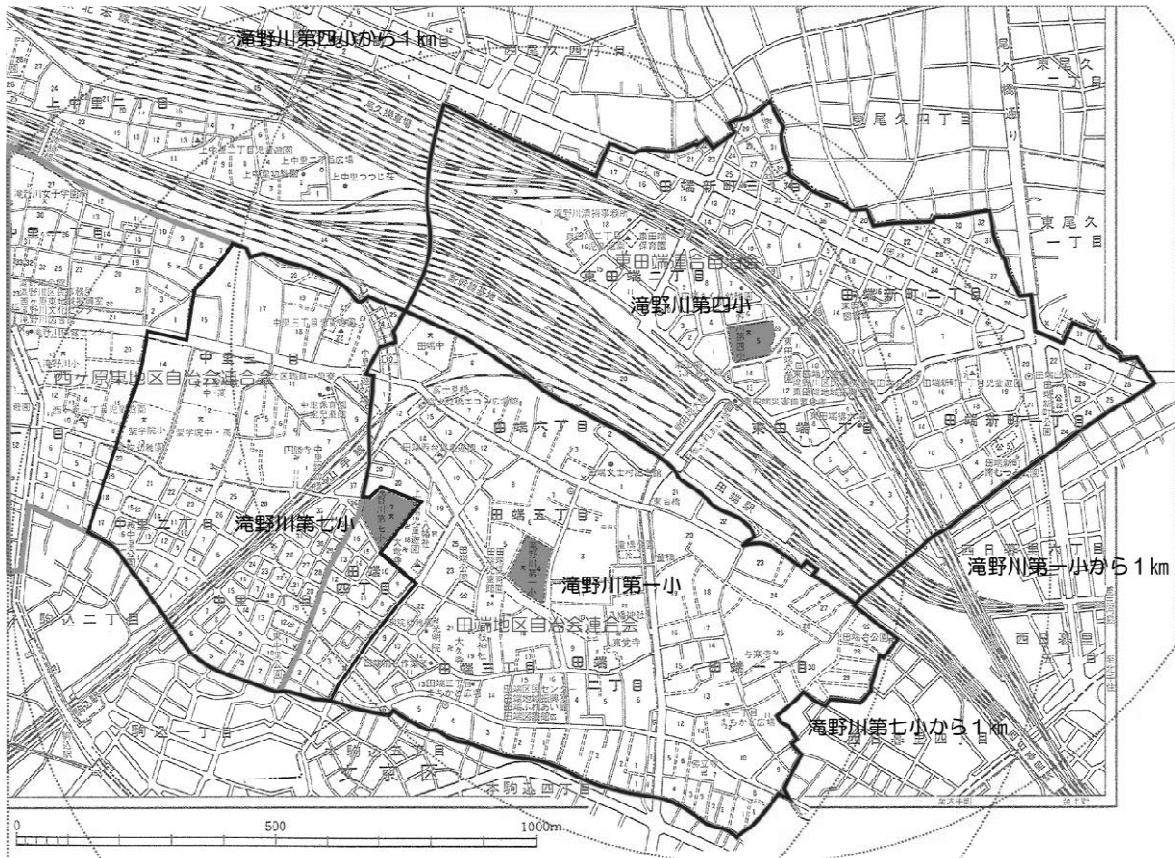
平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
661人	634人	640人程度	540人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
滝野川第一小学校	7,261.56	区/国	昭和40年	昭和63年	平成8年	4,681.87
滝野川第四小学校	5,363.54	区/国	昭和38年	昭和62年	平成9年	4,330.19
滝野川第七小学校	7,218.95	区	昭和44年	平成4年	平成10年	3,774.97

※校舎建設年度は、第一次鉄筋化工事年度（他のブロックについても同様）

7 学校等現況図



7-2 稲付中学校SFブロック

1 適正配置検討対象校

- ・清水小学校
- ・第三岩淵小学校
- ・梅木小学校

2 地域の状況

本ブロックは赤羽駅の南西側に位置し、東西に約1.5km、南北に約1.5kmの通学区域となっています。ブロックの中央部に第三岩淵小学校及び梅木小学校、東側に清水小学校が設置されています。地形上の特色として、ブロック南西側が高台となっており、北東側との間に高低差があります。

幹線道路などの状況は、ブロック東側に拡幅工事が進められている補助73号線（旧岩槻街道）、西側に都道455号線が通っています。

また、地域コミュニティとの関係では、3校の通学区域は、ほぼ赤羽西地区連合自治会の区域内にありますが、東側の一部が十条地区町会連合会と十条台地区連合町会の区域となっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、622人となっています。

今後、児童数の増加が見込まれますが、3校がともに当面存続規模以上を確保することは難しい状況などから、本ブロックにおける小学校数は、2校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。
 - (2) 小学校の配置は、ブロック協議において検討する。

5 着手時期（協議期間）

Aグループ（平成24年度～平成26年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
清水小学校	67 (6)	82 (6)	88 (6)	104 (6)	122 (6)	132 (6)
第三岩淵小学校	257 (11)	253 (9)	261 (10)	259 (11)	247 (10)	246 (9)
梅木小学校	298 (11)	346 (13)	373 (13)	406 (13)	442 (13)	479 (15)
児童数計	622	681	722	769	811	857

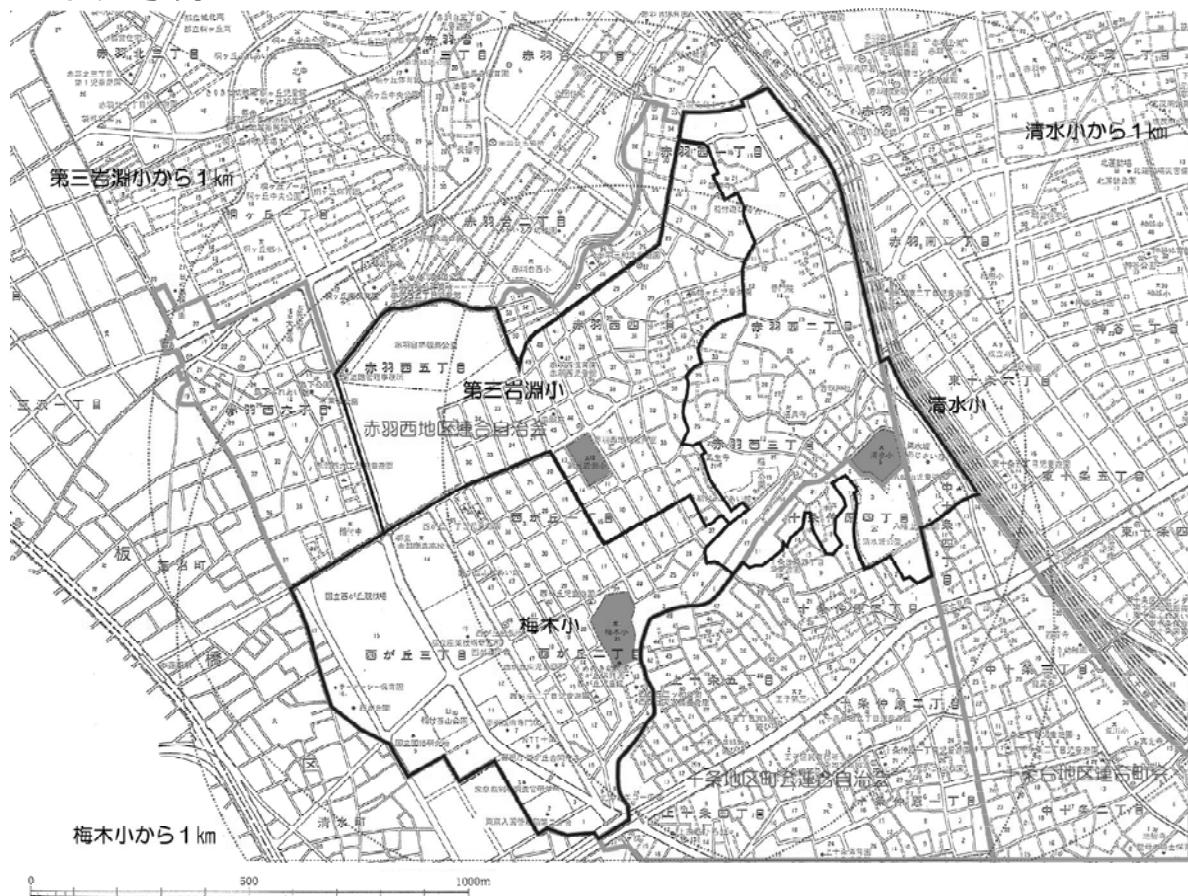
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
622人	857人	860人程度	720人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
清水小学校	8,625.17	区	昭和41年	平成 2年	平成18年	3,384.06
第三岩淵小学校	6,797.23	区/国/民間	昭和38年	昭和62年	平成12年	3,569.85
梅木小学校	13,436.83	区/都	昭和46年	平成 6年	平成12年	3,673.84

7 学校等現況図



7-3 滝野川紅葉中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・滝野川第二小学校
- ・滝野川第三小学校
- ・滝野川第六小学校
- ・谷端小学校
- ・紅葉小学校

2 地域の状況

本ブロックは、滝野川1丁目から7丁目までの地区に位置し、東西に約1.7km、南北に約1.4kmの通学区域となっています。区内でも中程度の区域の中に5校が設置されているため、各学校間の距離が接近しています。

幹線道路などの状況は、通学区域内を明治通りや国道17号線といった大きな幹線道路が通っています。また、東側には都電荒川線が通り、北西側には石神井川があります。

地域コミュニティとの関係では、西側が滝野川西部自治連合会、東側が滝野川東地区自治会連合会の区域となります。いずれの連合町会・自治会も区域内に複数の小学校が設置されています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,237人となっており、ブロック内の5校のうち2校が、当面存続規模を下回る状況となっています。

ブロック全体の児童数が緩やかな減少傾向にあることや、各学校が接近しているため、統合した場合でも通学距離の基準を満たすことなどから、本ブロックの現時点での小学校数は、3校としました。

4 適正配置計画

(1) 本ブロックにおける小学校の数は、3校とする。

なお、平成25年度に児童数の再調査を行い、小学校数を改めて提示する。

(2) 小学校の配置は、小学校数とあわせて検討する。

5 着手時期（協議期間）

Bグループ（平成26年度～平成28年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
滝野川第二小学校	463 (15)	452 (16)	431 (14)	469 (15)	446 (14)	453 (14)
滝野川第三小学校	351 (12)	355 (12)	351 (12)	337 (12)	350 (12)	346 (12)
滝野川第六小学校	67 (6)	71 (6)	76 (6)	78 (6)	81 (6)	79 (6)
谷端小学校	119 (6)	121 (6)	121 (6)	117 (6)	135 (6)	130 (6)
紅葉小学校	237 (9)	243 (10)	248 (9)	249 (9)	234 (8)	208 (7)
児童数計	1,237	1,242	1,227	1,250	1,246	1,216

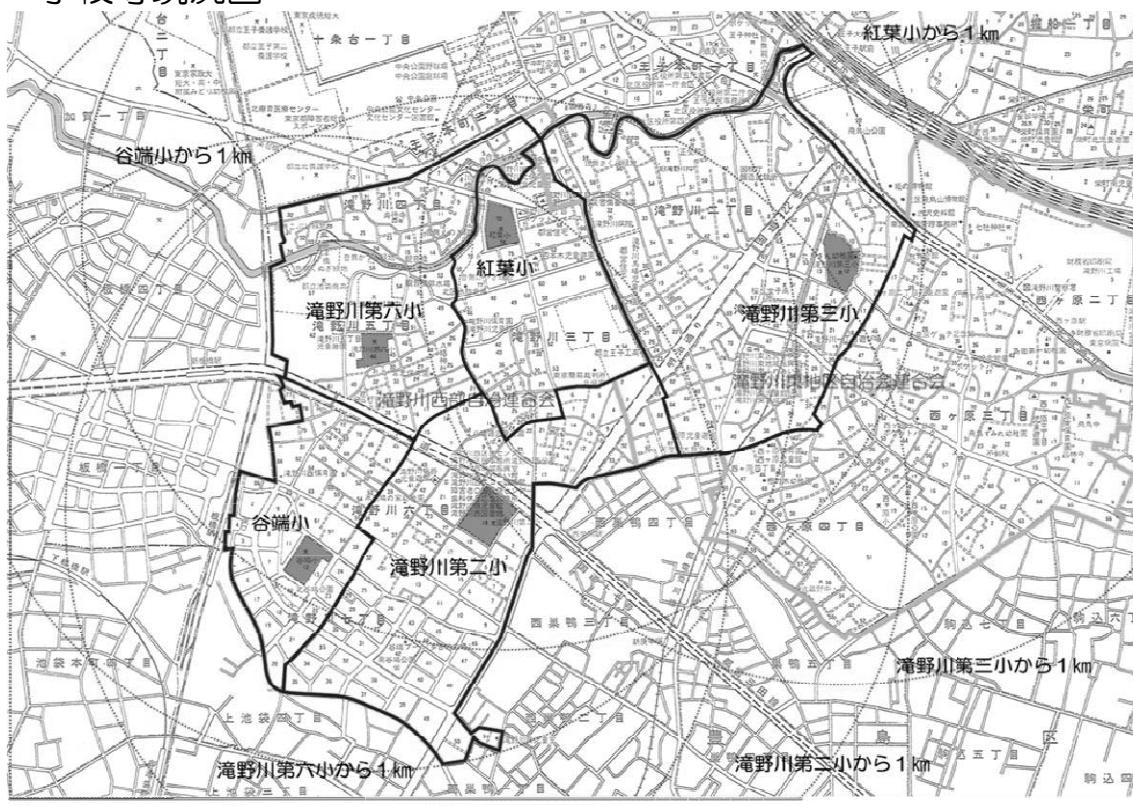
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,237人	1,216人	1,220人程度	1,030人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
滝野川第二小学校	10,679.08	区/国	昭和40年	昭和63年	平成11年	4,372.07
滝野川第三小学校	8,770.58	区/国	昭和41年	平成3年	平成13年	4,642.68
滝野川第六小学校	5,726.31	区/国	昭和35年	昭和61年	平成23年	4,004.90
谷端小学校	6,768.46	区	昭和34年	昭和61年	平成8年	2,982.12
紅葉小学校	6,887.00	都	昭和48年	平成18年	平成13年	4,256.94

7 学校等現況図



7-4 明桜中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・王子第一小学校
- ・豊川小学校
- ・柳田小学校
- ・としま若葉小学校

2 地域の状況

本ブロックは、王子駅の東側に位置し、東西に約1.8km、南北に約2.2kmの通学区域となっています。ブロックの北西側に王子第一小学校、北東側にとしま若葉小学校、ほぼ中央に豊川小学校と柳田小学校の2校が設置されています。

幹線道路などの状況は、通学区域内を明治通りや北本通り（国道122号線）、紀州通り、日産通りが通っています。

地域コミュニティとの関係では、東側が豊島連合町会、西側が王子町会自治会連合会の区域になりますが、いずれの連合町会・自治会も区域内に複数の小学校が設置されています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,444人となっています。適正規模を超える学校がある一方で、当面存続規模を下回る学校もあるなど、ブロック内の学校規模が不均衡な状況となっています。

ブロック全体の児童数は、緩やかな減少傾向にあるものの、平成40年度においても1,200人程度を確保できるものと見込まれるため、本ブロックの現時点の小学校数は、3～4校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、3～4校とする。
なお、平成25年度に児童数の再調査を行い、小学校数を改めて提示する。

(2) 小学校の配置は、小学校数とあわせて検討する。

5 着手時期（協議期間）

Bグループ（平成26年度～平成28年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
王子第一小学校	701 (21)	740 (22)	752 (21)	763 (21)	758 (22)	778 (24)
豊川小学校	435 (14)	386 (13)	341 (11)	301 (11)	282 (11)	243 (9)
柳田小学校	93 (6)	83 (6)	85 (6)	94 (6)	102 (6)	106 (6)
としま若葉小学校	215 (8)	243 (9)	248 (10)	254 (10)	271 (11)	295 (12)
児童数計	1,444	1,452	1,426	1,412	1,413	1,422

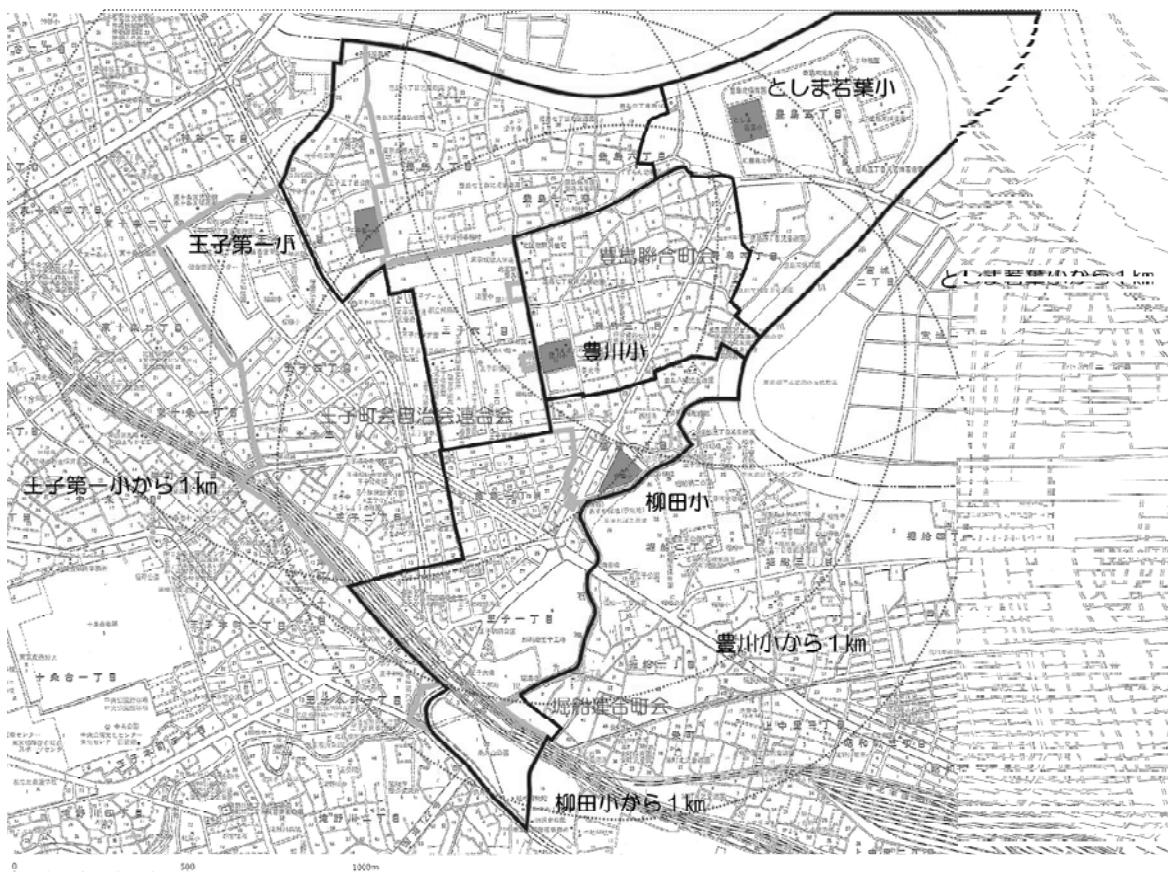
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,444人	1,422人	1,430人程度	1,200人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
王子第一小学校	9,193.47	区/国	昭和39年	昭和63年	平成13年	5,910.20
豊川小学校	8,437.67	区/国	昭和41年	平成4年	平成17年	4,317.55
柳田小学校	7,457.46	区	昭和39年	平成5年	平成10年	4,150.77
としま若葉小学校	7,940.00	区	昭和46年	平成7年	平成14年	4,403.63

7 学校等現況図



7-5 桐ヶ丘中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・桐ヶ丘郷小学校
- ・袋小学校
- ・八幡小学校
- ・赤羽台西小学校

2 地域の状況

本ブロックは、赤羽駅の西側に位置し、東西に約1.5km、南北に約2.0kmの通学区域となっています。ブロック内にバランスよく4校が設置されています。地形上の特色として、ブロック中央から南西側が高台となっており、北側及び東側との間に高低差があります。

幹線道路などの状況は、通学区域内の北側に環状八号線、中央に補助157号線が通っています。

地域コミュニティとの関係では、北側が赤羽北地区町会自治会連合会、中央が桐ヶ丘地区自治会連合会、南側が赤羽西地区連合自治会の区域となります。いずれの連合町会・自治会も区域内に複数の小学校が設置されています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,352人となっています。

本ブロック全体の児童数が減少傾向にある一方、都営桐ヶ丘団地やUR都市機構の赤羽台団地の建て替えなど児童数が大きく増加する要因もあります。このため、本ブロックの現時点の小学校数は、3~4校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、3~4校とする。
なお、平成27年度に児童数の再調査を行い、小学校数を改めて提示する。

(2) 小学校の配置は、小学校数とあわせて検討する。

5 着手時期（協議期間）

Cグループ（平成28年度～平成30年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
桐ヶ丘郷小学校	498 (16)	508 (17)	513 (17)	490 (16)	471 (16)	450 (13)
袋小学校	462 (14)	458 (15)	437 (13)	412 (12)	402 (12)	413 (13)
八幡小学校	94 (6)	95 (6)	103 (6)	101 (6)	101 (6)	105 (6)
赤羽台西小学校	298 (11)	299 (11)	288 (11)	274 (11)	278 (11)	279 (11)
児童数計	1,352	1,360	1,341	1,277	1,252	1,247

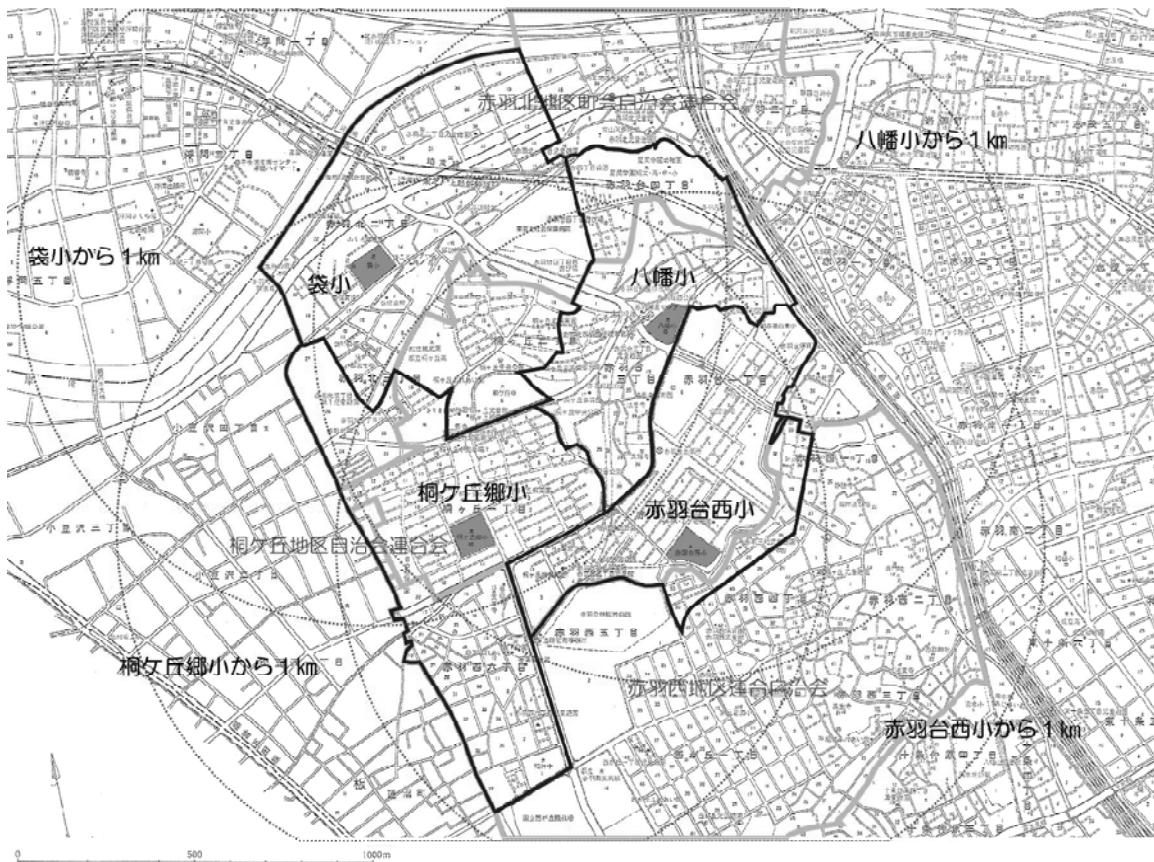
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,352人	1,247人	1,250人程度	1,050人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
桐ヶ丘郷小学校	10,141.92	区/国	昭和41年	平成4年	平成13年	4,859.86
袋小学校	9,735.09	区	昭和50年	平成14年	平成14年	4,248.52
八幡小学校	9,022.27	区	昭和42年	平成2年	平成21年	3,867.99
赤羽台西小学校	9,969.72	区/都市	昭和36年	昭和60年	平成12年	4,342.47

7 学校等現況図



7-6 十条富士見中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・王子第二小学校
- ・王子第三小学校
- ・王子第五小学校
- ・荒川小学校
- ・十条台小学校

2 地域の状況

本ブロックは王子駅と東十条駅との間の西側に位置し、東西に約2.1km、南北に約1.9kmの通学区域となっています。ブロックの中央を南北にJR埼京線が通っており、埼京線の東側に3校、西側に2校が設置されています。

幹線道路などの状況は、JR埼京線のほか、ブロック北側に環状七号線、東側に拡幅計画のある補助83号線（旧岩槻街道）、中央を横断する補助85号線が通っています。

地域コミュニティとの関係では、JR埼京線の西側が十条地区町会連合会、東側が十条台地区連合町会の区域となります。いずれの連合町会・自治会も区域内に複数の小学校が設置されています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,012人となっています。

ブロック全体の児童数は、平成24年度には1,000人を下回る見込みですが、十条駅西口地区市街地再開発事業をはじめ、ブロック内にいくつかの開発計画があるため、本ブロックの現時点の小学校数は、3～4校としました。

4 適正配置計画

(1) 本ブロックにおける小学校の数は、3～4校とする。

なお、平成27年度に児童数の再調査を行い、小学校数を改めて提示する。

(2) 小学校の配置は、小学校数とあわせて検討する。

5 着手時期（協議期間）

Cグループ（平成28年度～平成30年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
王子第二小学校	141 (6)	137 (6)	143 (6)	154 (6)	157 (6)	153 (6)
王子第三小学校	316 (11)	316 (11)	313 (11)	296 (11)	309 (12)	304 (12)
王子第五小学校	249 (10)	235 (9)	218 (8)	219 (9)	193 (7)	196 (7)
荒川小学校	117 (6)	127 (6)	135 (6)	145 (6)	147 (6)	135 (6)
十条台小学校	189 (6)	174 (6)	170 (6)	175 (6)	161 (6)	150 (6)
児童数計	1,012	989	979	989	967	938

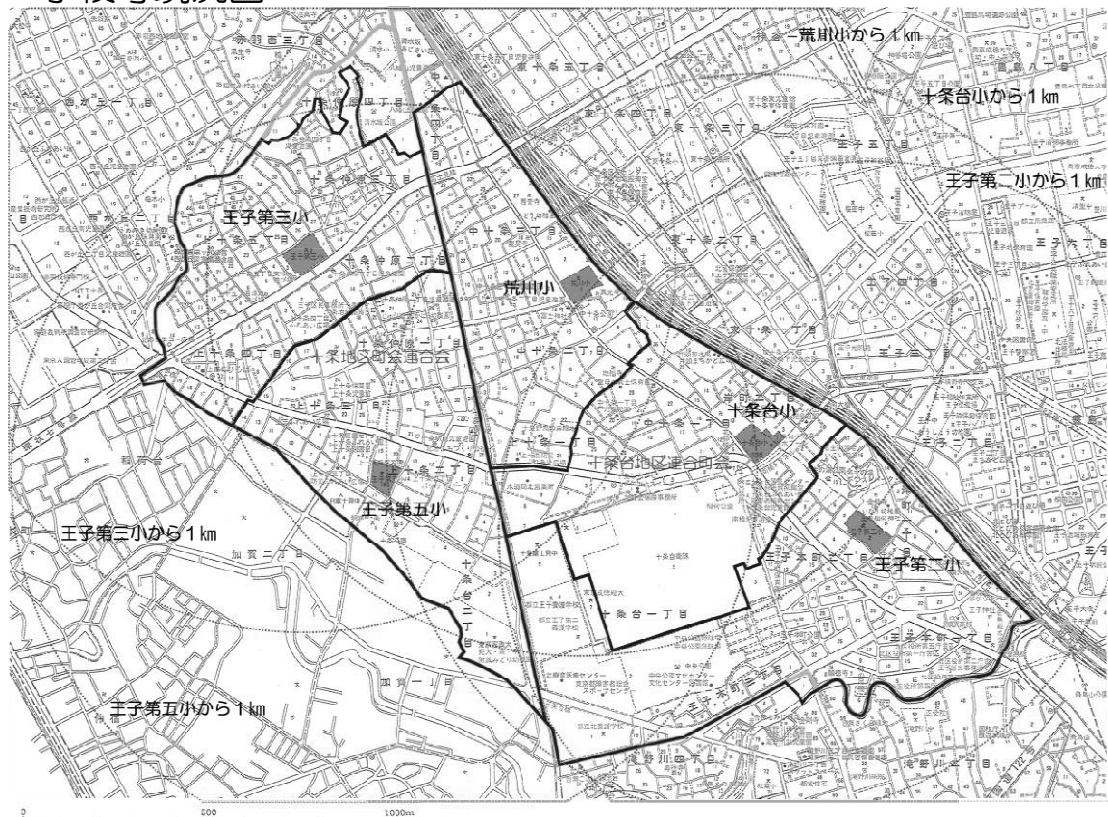
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,012人	938人	940人程度	790人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
王子第二小学校	6,723.02	区/国/民間	昭和41年	平成元年	平成22年	4,424.24
王子第三小学校	7,522.31	区	昭和34年	昭和60年	平成13年	4,356.72
王子第五小学校	5,447.13	区/国	昭和40年	平成2年	平成24年(予定)	3,853.87
荒川小学校	6,303.51	区/国/民間	昭和33年	昭和59年	平成23年	4,051.33
十条台小学校	7,924.80	区	昭和46年	平成6年	—	3,878.74

7 学校等現況図



7-7 赤羽岩淵中学校SFブロック

1 適正配置検討対象校

- ・赤羽小学校
- ・岩淵小学校
- ・なでしこ小学校
- ・第四岩淵小学校

2 地域の状況

本ブロックは、赤羽駅の北東側に位置し、東西に約2.3km、南北に約1.5kmの通学区域となっています。ブロックの北西側に第四岩淵小学校、南西側に赤羽小学校、中央付近に岩淵小学校、南東側になでしこ小学校が設置されています。

幹線道路などの状況は、通学区域の中央付近を北本通り（国道122号線）と環状八号線が通るほか、補助89号線（東本通り）や補助246号線も通っています。

地域コミュニティとの関係では、西側が赤羽北地区町会自治会連合会、中央部は赤羽管内連合自治会、東側が志茂町会自治会連合会の区域となっています。なお、なでしこ小学校は、志茂町会自治会連合会の区域内で唯一の小学校となっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,361人となっています。小規模の傾向の小学校もありますが、全ての小学校が当面存続規模を確保する見通しとなっています。

このため、本ブロックにおける小学校数は、現在の小学校と同数の4校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、4校とする。
 - (2) 本計画期間中（平成24年度～平成30年度）は、現在の小学校の配置を維持し、児童数の動向に注視していく。

5 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
赤羽小学校	548 (17)	540 (16)	511 (16)	475 (14)	430 (13)	400 (12)
岩淵小学校	177 (6)	174 (6)	195 (7)	201 (7)	203 (7)	206 (8)
なでしこ小学校	483 (15)	478 (16)	476 (16)	469 (16)	451 (16)	436 (14)
第四岩淵小学校	153 (6)	155 (6)	165 (6)	159 (6)	181 (7)	192 (7)
児童数計	1,361	1,347	1,347	1,304	1,265	1,234

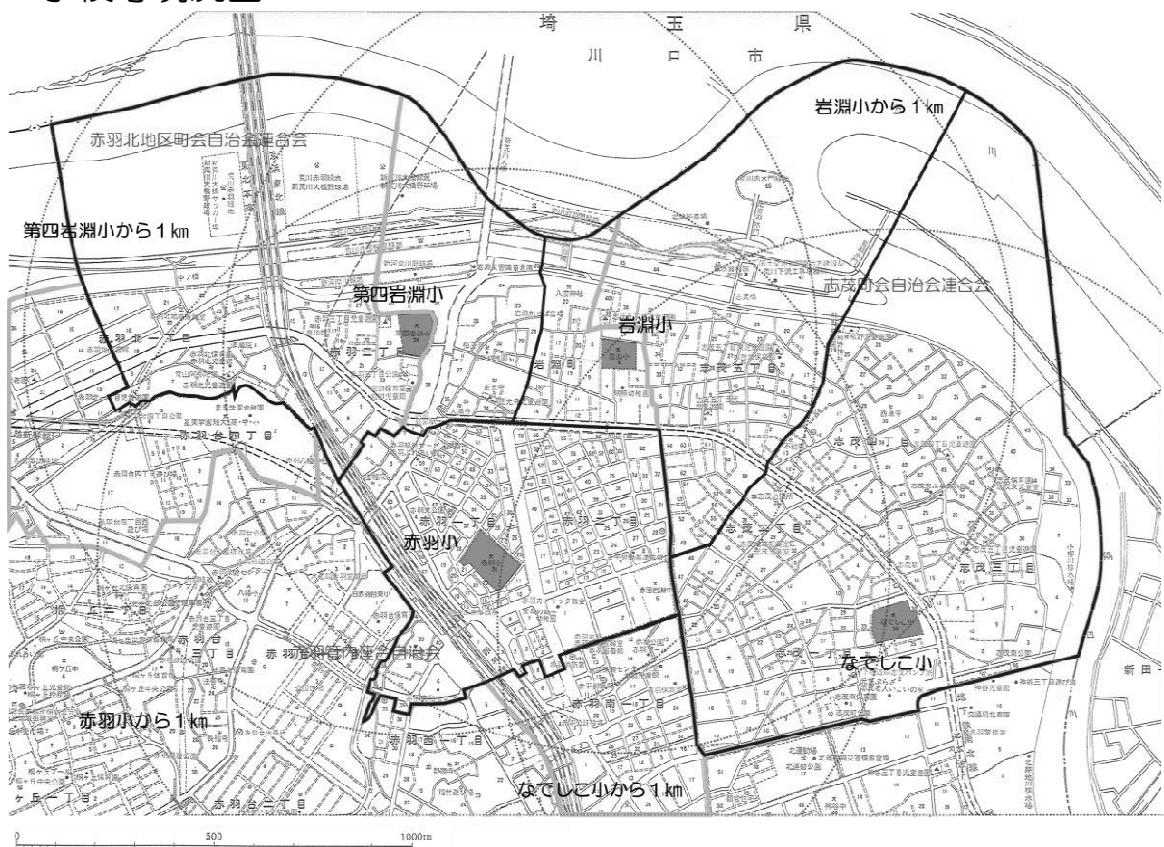
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,361人	1,234人	1,240人程度	1,040人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
赤羽小学校	12,208.00	区	昭和36年	平成19年	平成10年	5,163.87
岩淵小学校	6,757.41	区	昭和41年	平成3年	平成16年	4,228.90
なでしこ小学校	10,198.35	区/国	昭和32年	昭和59年	平成13年	4,789.33
第四岩淵小学校	7,750.20	区/国	昭和40年	昭和63年	平成15年	3,347.64

6 学校等現況図



7-8 神谷中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・神谷小学校
- ・稻田小学校

2 地域の状況

本ブロックは、赤羽駅の南東側に位置し、東西に約1.4km、南北に約1.4kmの通学区域となっています。ブロックの中央に神谷小学校、西側寄りに稻田小学校が設置されています。

幹線道路などの状況は、通学区域内の南側を環状七号線、東側を北本通り（国道122号線）、中央を補助89号線（成立高校通り）が通っています。

地域コミュニティとの関係では、東側が神谷連合町会、北西側が赤羽管内連合自治会、南西側が東十条町会連合会の区域となっています。なお、神谷小学校は、神谷連合町会の区域内で唯一の小学校となっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、437人となっています。ブロック内には、現在、当面存続規模を下回る学校がありますが、現在、ブロック内に複数の集合住宅が建設されており、これに伴う児童数の増加により、平成25年度には両校とも当面存続規模以上を確保する見通しとなっています。

このため、本ブロックにおける小学校数は、現在の小学校と同数の2校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。
(2) 本計画期間中（平成24年度～平成30年度）は、現在の小学校の配置を維持し、児童数の動向に注視していく。

5 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
神谷小学校	305 (11)	301 (11)	324 (11)	319 (11)	344 (12)	348 (12)
稻田小学校	132 (6)	140 (6)	172 (7)	189 (6)	190 (7)	207 (8)
児童数計	437	441	496	508	534	555

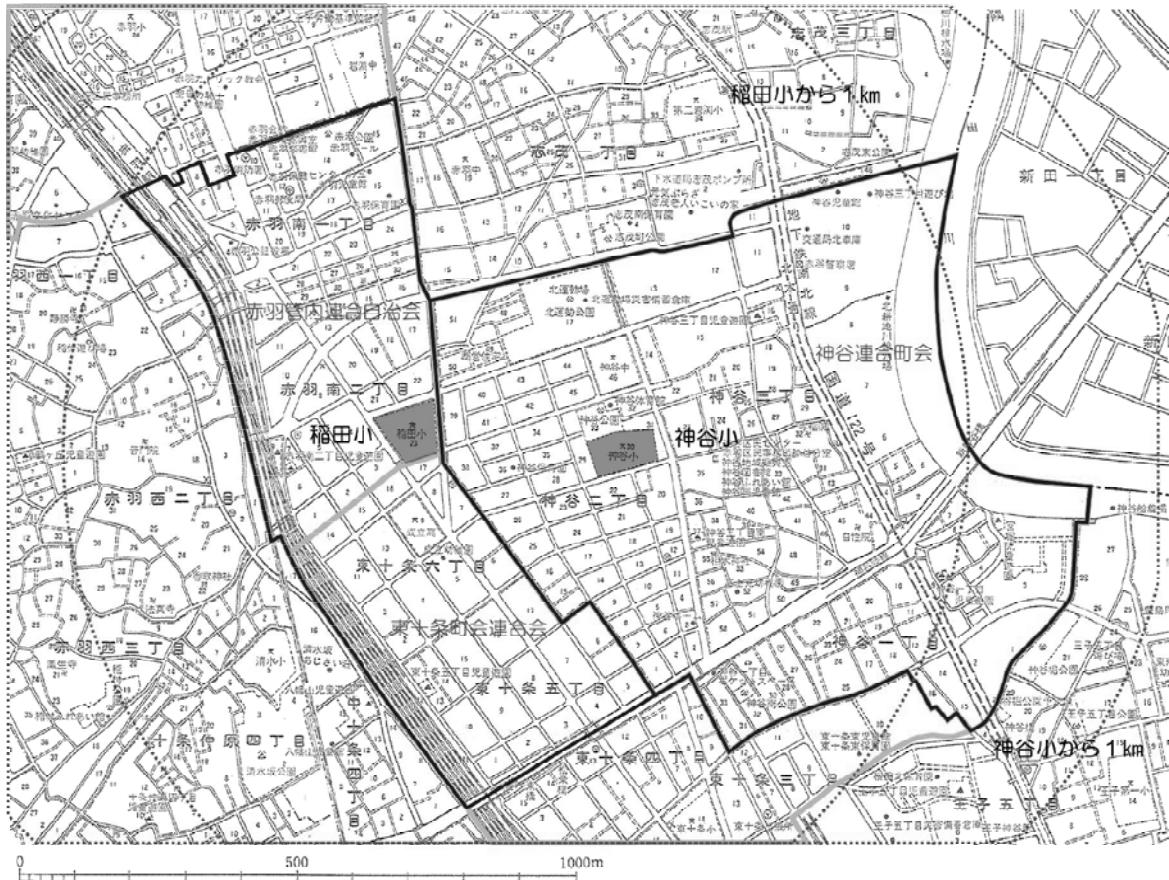
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
437人	555人	560人程度	470人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
神谷小学校	7,908.54	区	昭和41年	平成2年	平成14年	4,098.39
稻田小学校	7,784.59	区/国	昭和34年	昭和60年	平成12年	3,071.07

6 学校等現況図



7-9 飛鳥中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・滝野川小学校
- ・西ヶ原小学校

2 地域の状況

本ブロックは、西ヶ原地区を中心にして位置し、東西に約1.8km、南北に約1.2kmの通学区域となっています。ブロックの南西側に西ヶ原小学校、東側に滝野川小学校が設置されています。

幹線道路などの状況は、通学区域の中央付近を本郷通りが通っています。

地域コミュニティとの関係では、西側が滝野川東地区自治会連合会、東側が西ヶ原東地区自治会連合会の区域となっています。なお、滝野川小学校は、西ヶ原東地区自治会連合会の区域内で唯一の小学校となっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、740人となっています。現在は、当面存続規模の学校もありますが、今後の児童数の動向から両校はいずれも、ほぼ適正規模を確保する見通しとなっています。

このため、本ブロックにおける小学校数は、現在の小学校と同数の2校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。
 - (2) 本計画期間中（平成24年度～平成30年度）は、現在の小学校の配置を維持し、児童数の動向に注視していく。

5 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
滝野川小学校	544 (18)	534 (18)	511 (16)	502 (15)	481 (15)	460 (14)
西ヶ原小学校	196 (7)	196 (7)	213 (8)	234 (9)	247 (10)	265 (11)
児童数計	740	730	724	736	728	725

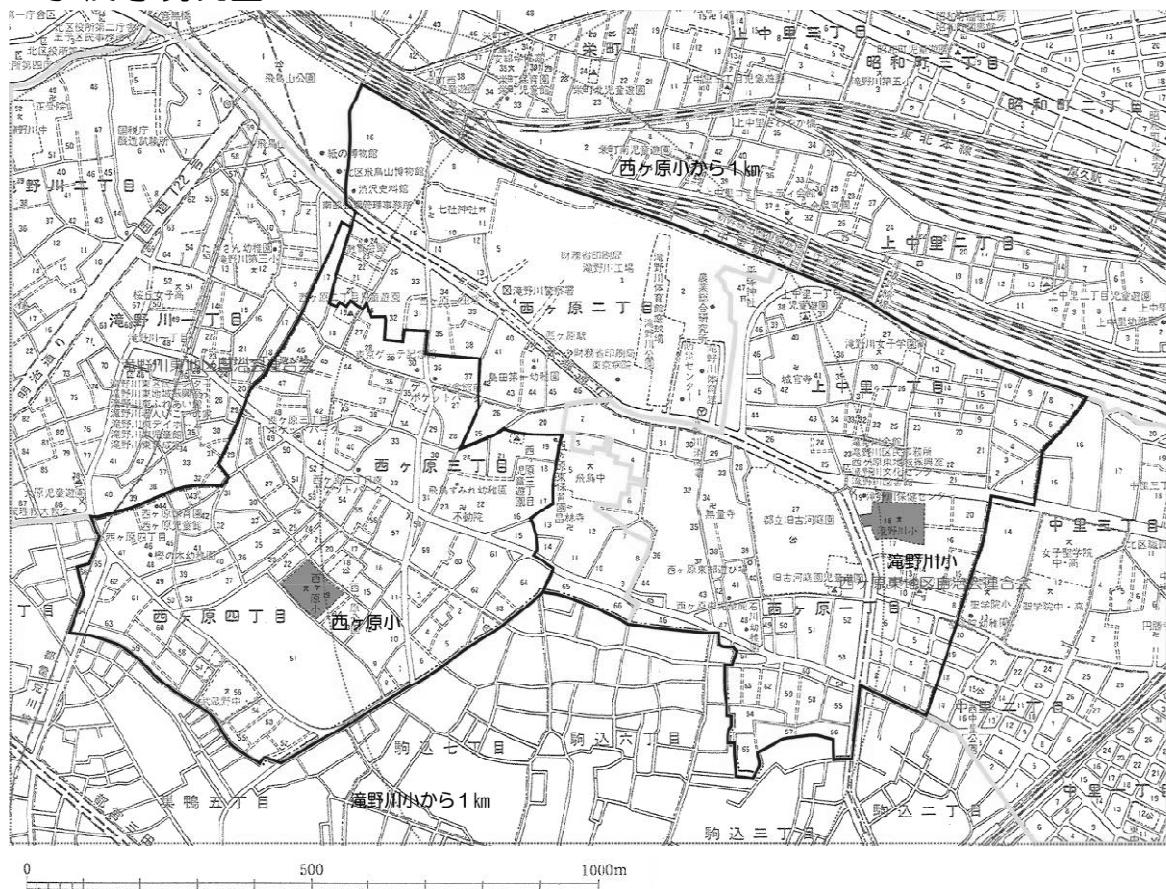
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
740人	725人	730人程度	610人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
滝野川小学校	7,522.61	区/国	昭和41年	平成元年	平成16年	6,061.33
西ヶ原小学校	6,017.29	区/国	昭和40年	平成元年	平成19年	3,971.04

6 学校等現況図



7-10 堀船中学校S F ブロック

1 適正配置検討対象校

- ・堀船小学校
- ・滝野川第五小学校

2 地域の状況

本ブロックは、王子駅から東側の方向に位置し、東西に約1.7km、南北に約1.6kmの通学区域になっています。ブロックの北西側に堀船小学校、中央付近に滝野川第五小学校が設置されています。

幹線道路などの状況は、通学区域の中央付近を明治通り及び都電荒川線の線路が交差する形で通っています。また、南側にはJR田端操車場があります。

地域コミュニティとの関係では、堀船小学校は堀船連合町会、滝野川第五小学校は昭和町地区自治会連合会の区域となっています。なお、両校とも、連合町会・自治会等の区域内で唯一の小学校となっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、547人となっています。両校とも小規模化の傾向にありますが、当面存続規模は確保する見通しとなっています。

児童数の動向、地域との関係性の確保、また、通学距離の面からも2校が必要となるため、本ブロックにおける小学校数は、2校としました。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。
 - (2) ブロック内の全ての小学校が、地域に必ず1校配置する対象の小学校であるため、現在の小学校配置を維持する。

5 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
堀船小学校	311 (12)	296 (12)	284 (11)	275 (11)	270 (10)	264 (9)
滝野川第五小学校	236 (10)	235 (11)	229 (10)	240 (10)	230 (9)	211 (7)
児童数計	547	531	513	515	500	475

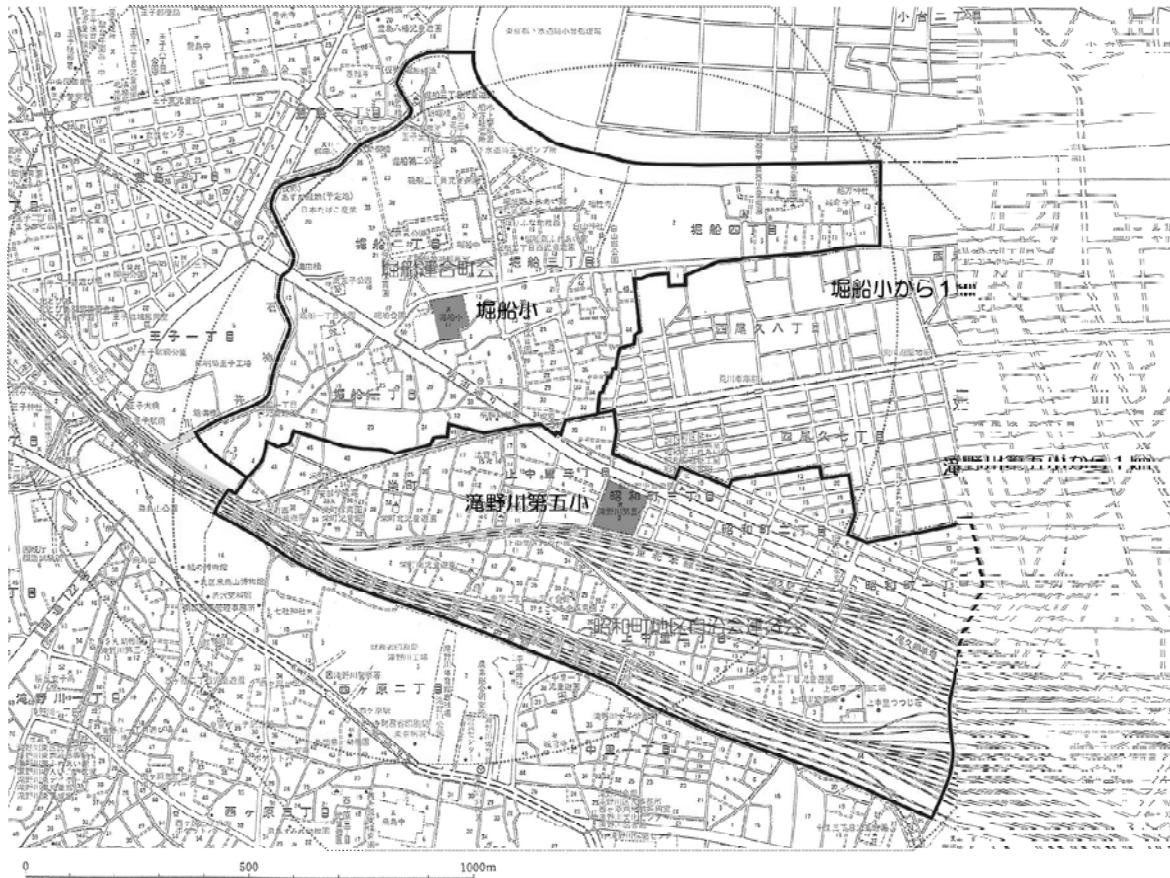
(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
547人	475人	480人程度	400人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
堀船小学校	8,999.13	区/国	昭和41年	平成3年	平成15年	6,151.39
滝野川第五小学校	9,432.92	区/国	昭和33年	昭和60年	平成15年	5,153.99

6 学校等現況図



7-1-1 浮間中学校SFブロック

1 適正配置検討対象校

- ・浮間小学校
- ・西浮間小学校

2 地域の状況

本ブロックは、浮間地区に位置し、東西に約1.7km、南北に約1.4kmの通学区域となっています。ブロックの北西側に西浮間小学校、南東側に浮間小学校が設置されています。

幹線道路などの状況は、ブロックの中央をJR埼京線の高架が横断しています。また、この高架の北側に補助157号線が通っています。

地域コミュニティとの関係では、小学校2校の通学区域と浮間地区町自治会連合会の区域が一致しています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,093人となっています。両校とも将来にわたり安定的に適正規模以上を確保する見通しであり、通学距離の面からも2校が必要となるため、本ブロックにおける小学校数は、2校としました。

なお、浮間小学校は、平成27年度以降、18学級を超える可能性がありますが、現校舎で受け入れ可能な範囲となっています。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。
 - (2) ブロック内の全ての小学校が適正規模を確保しているため、現在の小学校配置を維持する。

5 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
浮間小学校	463 (14)	475 (13)	517 (15)	565 (17)	620 (19)	680 (21)
西浮間小学校	630 (18)	604 (18)	595 (17)	571 (17)	551 (16)	544 (16)
児童数計	1,093	1,079	1,112	1,136	1,171	1,224

(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

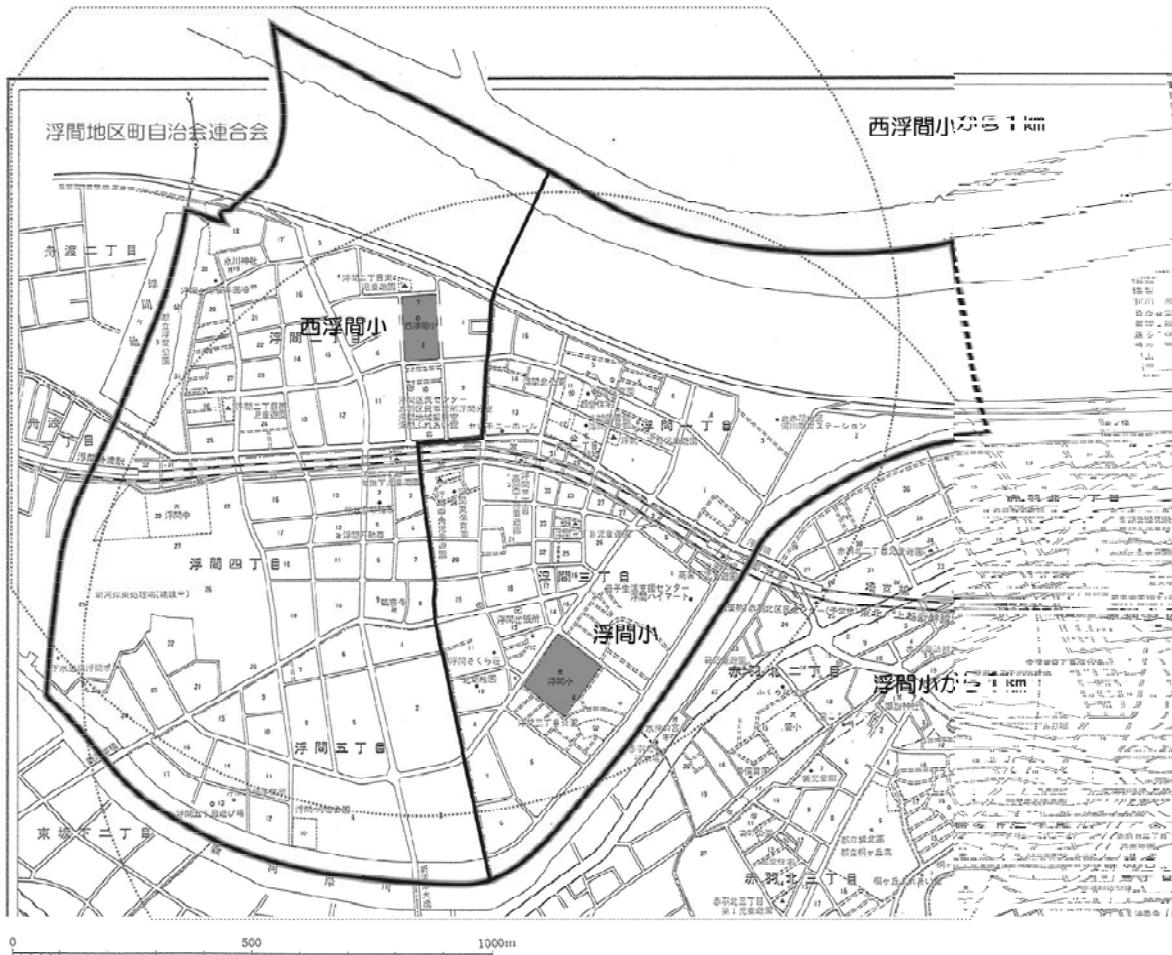
平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,093人	1,224人	1,230人程度	1,030人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
浮間小学校	15,636.38	区	昭和41年	平成元年	平成15年	5,293.17
西浮間小学校	9,823.75	区	平成20年	—	—	10,227.76

※西浮間小学校の校舎延べ床面積は、体育館を含む。

6 学校等現況図



7-12 王子桜中学校SFブロック

1 適正配置検討対象校

- ・王子小学校
- ・東十条小学校

2 地域の状況

本ブロックは、王子駅と東十条駅との間の東側に位置し、東西に約1.2km、南北に約1.3kmの通学区域となっています。ブロックの北西側に東十条小学校、南東側に王子小学校が設置されています。

幹線道路などの状況は、通学区域の東側の一部に北本通り（国道122号線）が通っています。また、中央部にJR貨物の引込線が敷設されています。

地域コミュニティとの関係では、東側が王子町会自治会連合会、西側が東十条町会連合会の区域となっています。なお、東十条小学校は、東十条町会連合会の区域内で唯一の小学校となっています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成23年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,003人となっています。両校とも将来にわたり安定的に適正規模以上を確保する見通しであり、通学距離の面からも2校が必要となるため、本ブロックの小学校数は、2校としました。

なお、王子小学校は、平成25年度に18学級を超える可能性がありますが、現校舎で受け入れ可能な範囲となっています。

4 適正配置計画

- (1) 本ブロックにおける小学校の数は、2校とする。
 - (2) ブロック内の全ての小学校が適正規模を確保しているため、現在の小学校配置を維持する。

5 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
王子小学校	604 (18)	601 (18)	604 (19)	565 (17)	550 (16)	552 (16)
東十条小学校	399 (12)	386 (12)	396 (13)	415 (13)	433 (14)	470 (15)
児童数計	1,003	987	1,000	980	983	1,022

(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

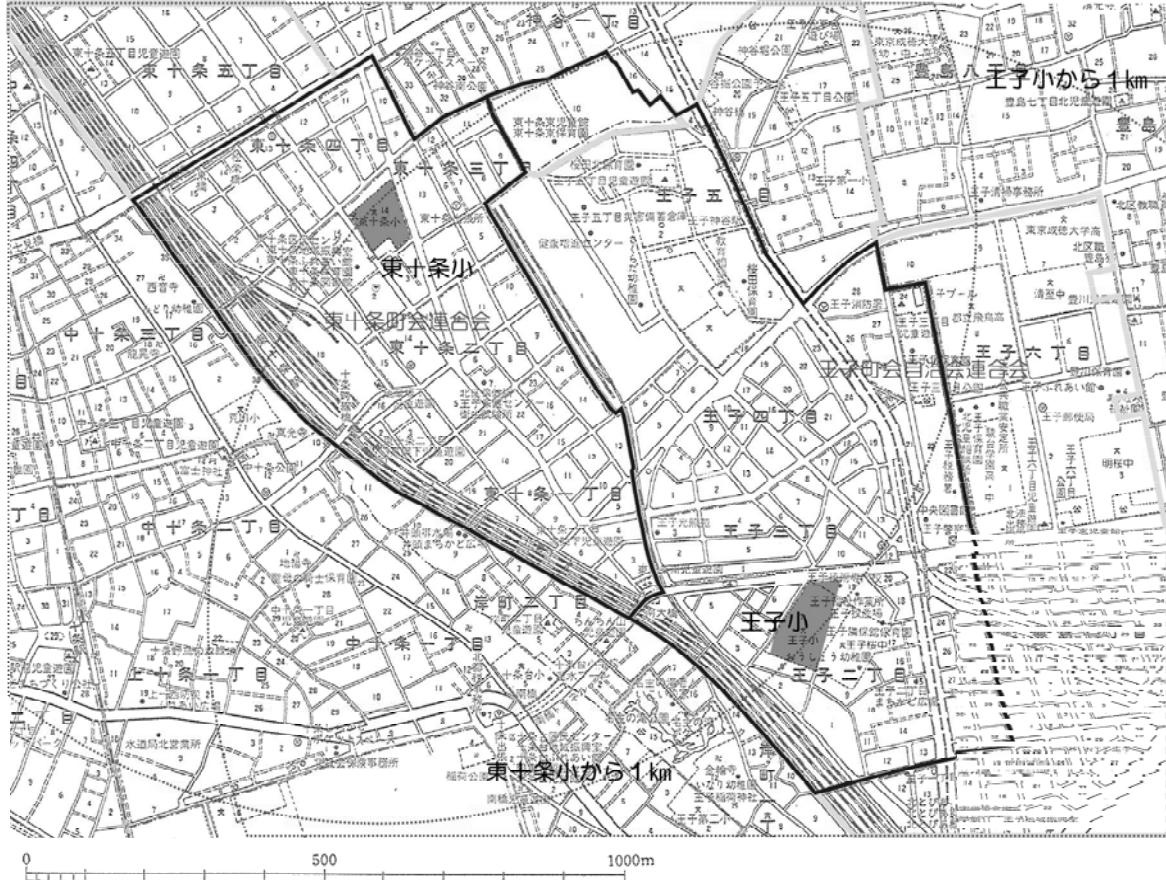
平成23年度	平成28年度	平成30年度	平成40年度
1,003人	1,022人	1,030人程度	860人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (m ²)	校地の所有者	校舎建設年度 (※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (m ²)
王子小学校	11,924.93	区	平成20年	—	—	11,975.24
東十条小学校	6,793.33	区	昭和44年	平成5年	平成10年	4,800.92

※王子小学校の校舎延べ床面積は、体育館を含む。

6 学校等現況図



8 ブロック別協議の進め方

(1) 小学校適正配置検討協議会の設置

小学校の適正配置及び新しい学校づくりなどについて協議する組織として、
ブロック毎に「小学校適正配置検討協議会（以下「検討協議会」という。）」を設置します。

(2) 検討協議会の委員

検討協議会は、保護者や地域の意見を幅広く取り入れるために、ブロック内の小中学校PTA及び地域から推薦していただいた委員で構成します。

また、検討協議会での協議を円滑に進めるため、必要に応じて検討協議会内に幹事会を設けるものとします。

検討協議会委員の構成

小中学校PTA代表、町会・自治会等地域代表、小中学校長及び教育委員会事務局職員

(3) 協議内容

北区及びブロックの小学校の現況、適正配置の目的や必要性などについて、十分に議論いただき、理解を深めた上で、学校の配置や統合の時期などについて協議します。

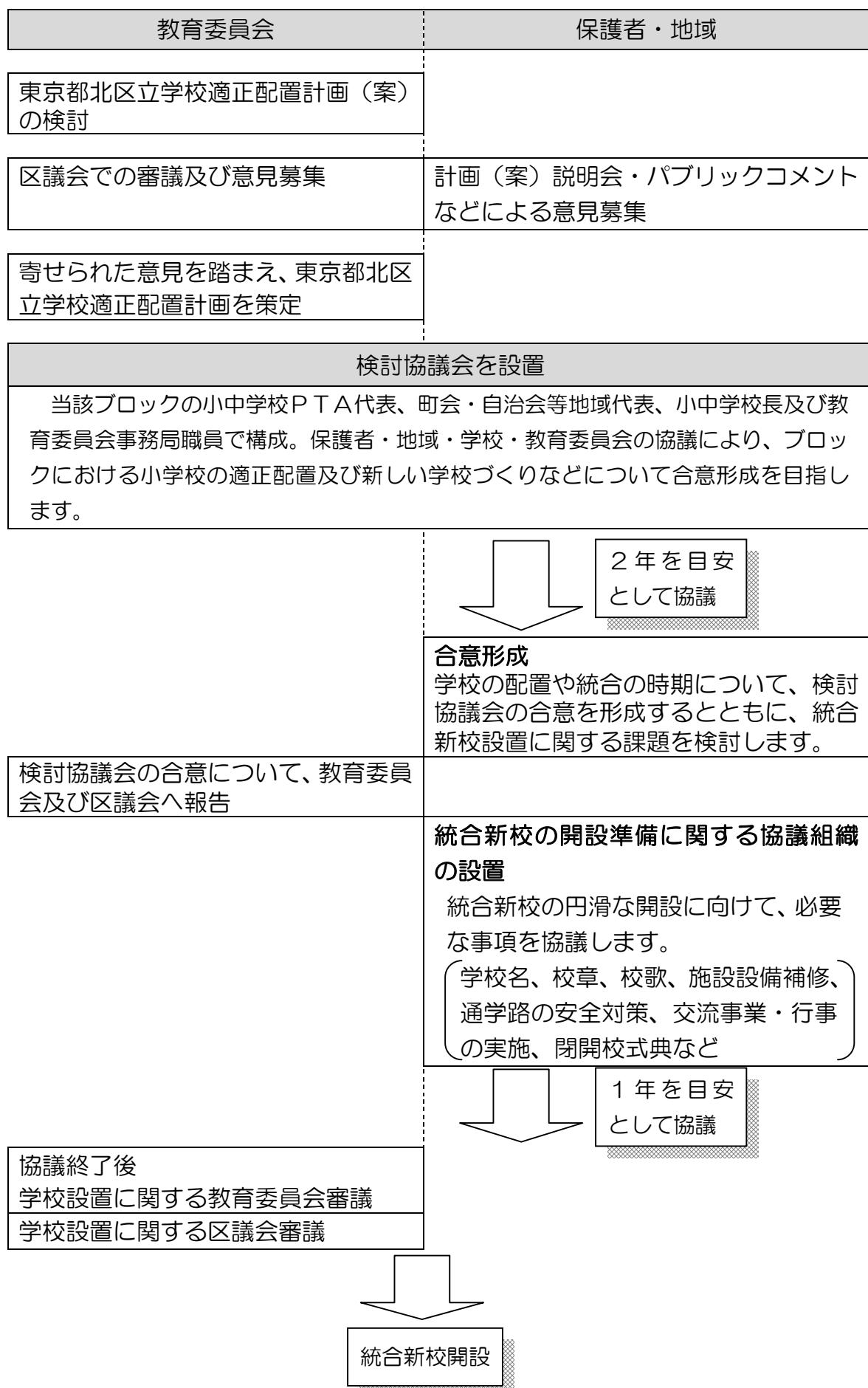
統合に関する協議終了後、統合新校開設に向けた協議をします。

(4) 協議期間

協議期間は、検討協議会設置後、学校の配置や統合時期等に関する協議に要する期間を2年間、その後の統合新校の開設準備に関する協議に要する期間を1年間として、3年後の統合新校開設を目指します。

なお、協議の進捗状況によっては、協議期間の目安にかかわらず協議を進め、早期の統合新校の開設を目指すものとします。

検討協議会の流れ



9 適正配置における統合のルール

本計画の適正配置における統合のルールについては、学適審第二次答申に基づく適正配置において定めた「東京都北区立学校適正配置における統合のルールに関する要綱（15北教教第3号平成15年7月8日教育長決裁）」の統合ルールを踏襲して、改めて以下のとおりといたします。

適正配置における統合のルール

1 ルールは、次のとおりとする。

- (1) 統合は、学校の規模（校舎及び校庭の面積、児童又は生徒の数等をいう。）及び設置時からの経過年数（以下「校歴」という。）にかかわらず、対等統合とすること。
- (2) 統合校は、新校とすること。
- (3) 新校の校名、校歌及び校章は新たに定め、校歴は新校設置の時から起算すること。

2 関係者における合意の尊重

適正配置に係る関係校の児童又は生徒の保護者等において、上記（3）と異なる合意がなされた場合には、上記（3）の規定にかかわらず、当該合意を尊重するものとする。

10 適正配置とともに推進する教育改革

(1) 一貫教育の推進

北区教育委員会では、北区教育ビジョン2010に基づき、北区学校ファミリーを基盤とした小学校・中学校の一貫した教育を推進しています。

平成24年度から全小中学校において全教科で小中一貫教育をスタートさせる予定ですが、さらに今後は保育園・幼稚園を含めた一貫教育を推進します。

(2) 学校と地域の連携強化

子どもたちは、発達段階を通じて、学校で、家庭で、地域で育っていきます。子どもたちの健全な育ちを進めていくには、学校、家庭、地域のそれぞれの教育主体がその果たすべき役割を十分に果たすとともに、互いに連携を図ることが重要です。

そのため、学校と学校支援ボランティアをはじめとする区民が協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより、地域の教育力の向上を図ります。

また、学校・保護者・地域住民との共生・共有・協働の精神による特色ある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの拡充を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

北区教育委員会では、障害のある児童・生徒の適切な就学を推進し、特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長し、それぞれが自分らしく輝くことのできる多様な教育の展開を図っています。

児童・生徒数が減少傾向にある中、特別な教育的支援が必要な、発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）を含む障害のある児童・生徒は、増加傾向にあります。

今後、特別支援学級については、一人ひとりのニーズに対応した教育内容の充実を図るとともに、特別支援学級の整備を進めます。

また、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に対しては、適正配置の状況及び国や都の動向を踏まえ、全校に設置した「特別支援教室」を活用した支援の充実を図ります。

(4) 学校改築等の推進

多くの小中学校の校舎は、建設から40年以上が経過しており、本計画による適正配置の実施に伴い、学校の改築等を計画的に行い、教育環境の充実を図ります。あわせて、防災や環境に配慮した整備も推進します。

東京都北区立学校適正配置計画

平成24年2月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局 学校適正配置担当課

電話 03(3908)9271

Fax 03(3908)9373

E-mail g-tekihai-ka@city.kita.lg.jp

刊行物登録番号

23-1-131